

(仮称)静岡市森林づくり基本計画案に対する市民意見への回答一覧

番号	項目	ご意見	市の回答
1	計画の位置づけについて	この計画に関連する計画として、静岡市環境基本計画や法律に基づく静岡市森林整備計画があると思いますが、これらの関連計画の内容は、森林づくり基本計画に含まれるのでしょうか。含まれるならば、計画の一本化はできないのでしょうか。また、含まれないならば、一体的に管理しないことに支障はないのでしょうか。	本計画は、市環境基本計画において環境関連計画に位置づけられており、今後の進捗管理について環境審議会で意見を聴取します。 市森林整備計画は、森林の施業の方針を中心に記載する法定計画です。森林整備計画として定めのある項目を維持しながら、林業行政ではなく森林行政として一般市民の皆さんに伝えたい内容を、一つの計画として作成するのは難しいため、今回は一本化せず別の計画として策定します。本計画は市内の森林すべてを対象としており、その中の一部が森林整備計画にも関わる、という位置づけになります。
2	計画の位置づけについて	現在静岡市では、第5次静岡市総合計画の策定が進んでいると聞きました。静岡市森林づくり基本計画は、第5次静岡市総合計画に反映されているのでしょうか？	令和8年3月19日に公表された第5次静岡市総合計画の「環境・森林」分野において定められている、「森林の公益的に機能を最大限発揮し、豊かな森林の恵みを楽しむまわの実現」という将来像を、本計画に反映しています。
3	森林所有者の問題について	P12循環林として管理する森林所有者がいない。	森林所有者の高齢化や経営意欲の低下等により、循環林としての森林づくりが難しいケースがあることは、重要な課題であると認識しています。 本市では、森林経営管理制度の活用により、経営管理が行われていない荒廃した森林について市が関与し、意欲と能力のある林業経営体への集積を進めるなど、適切な森林整備につなげる取組を推進しています。 今後も、所有者のみでの管理が困難な森林については、制度や支援策を活用しながら、木材生産の循環と公益的機能の維持の両立を図ります。
4	森林所有者の問題について	27ページ 環境林と循環林のゾーニングにどこまで所有者の意向が反映されるのか。 ⇒仮に反映されるとすれば連絡がつかない人はどうするのか。 ⇒所有者に意思がない場合はどうするのか。	本計画で示した区分は、市全体の概況を示すための目安であり、実際の分類は、森林所有者の意向により決定されます。 所有者不明森林や、連絡がつかず経営の意思が確認できない場合に、当該森林が特に公益的機能の発揮を求められる区域であるかどうかを市が判断します。そのうえで、必要性が高いと認められる場合には、森林経営管理制度に基づき経営管理権を市に集積し、まずは林業経営体へ経営管理の意向を確認します。それでも担い手が見つからない場合で、市が環境林として管理する必要があると判断した場合は、市が管理することを想定しています。 所有者に明確な意思がない場合についても、まずは整備の必要性や選択肢を丁寧に説明し、自主的な判断を促すことを基本とします。そのうえで、市への経営管理の委託に同意いただいた森林については、上述の手順により必要な整備を進めることを想定しています。 このように、本計画は所有者の意思を尊重することを前提としつつ、公益的機能の確保が特に求められる森林については、制度に基づき段階的に対応する仕組みとしています。
5	森林所有者の問題について	P30 所有者が事業者に施業委託することについて、法律上の原則から外れると読み取れる記載があるが、これが正しいかどうか疑問があります。	森林法に基づき森林の施業・保護・整備・保全を行う責務は、森林所有者にあります。この原則は変わるものではありません。 従来から、森林所有者が自ら管理を行うほか、林業経営体と施業委託契約を締結して整備を進めることは一般的に行われており、これは法律上も問題のない方法です。

番号	項目	ご意見	市の回答
6	森林所有者の問題について	義父が所有している山の土地を法務局に何度か行って調べましたが、その台帳が昭和55年のもので、令和の現在と異なり過ぎています。新しい農道が通っていたり、土砂崩れで形が変わったりしているので、早急に現行に合ったものにリニューアルして頂きたいです。森林の後継問題に大きく関わってきますので、よろしく願います。	法務局でお調べになった土地の「台帳」は、登記情報や公図かと思われます。一般的に、登記情報や公図の内容が現状と異なる場合には、土地の所有者が隣接する土地の所有者の方の承諾のもと、法務局に訂正を申し出る必要があります。これらの作業は、土地家屋調査士が請け負うことが多いですが、まずは管轄の森林組合にご相談されるのがよいかと思います。森林所有の基本情報について、トピックを新設いたしました。
7	森林所有者の問題について	P33地主がわからない、所有者が多数の共有林など、特定できない場所の森林管理制度を考えてほしい。	所有者が数十人に上る「入会林」等について、将来に向けどのように所有者を整理すべきか、連絡会等を通じて対応を検討します。
8	森林所有者の問題について	概要版のp2の「市が森林経営管理を行わない所有者」という記載について、森林経営を行わないと所有者を市はどのように定めるのか、定義を示してくださいという質問がある可能性があると思いました。	森林法および関連する森林経営管理法では、森林所有者は「自己の森林について、適切な経営・管理を行う責務がある」と示しています。市では「森林経営・管理を行わない所有者」はその責務を果たしていない、もしくは何らかの理由で果たすことができない森林所有者と考えています。
9	計画で全ての森林を対象とすることについて	P6 国有林・森林法第5条森林に含まれない森林も対象とするのは非常に良いことだと思います。	本計画は、市内の森林全体を適切に管理することを目指しています。
10	計画で全ての森林を対象とすることについて	P6 本計画の対象 この計画では、台帳への記載のない森林も含めて「全ての森林(2条森林)」について方向性を示すとありますが、現状が森林になっているもののうち、台帳上の地目が農地の場合は、森林法でいう2条森林の対象外となると思います。	本計画は、市内の森林全体を適切に管理することを目指しています。2条森林については、誤解を防ぐため表記を削除しました。
11	計画で全ての森林を対象とすることについて	P6 図11の「2条森林」について 森林法第2条に規定する「森林」は、「森林のように見える全ての森林」とイコールではないので、ミスリードになりかねない。表現を修正頂きたい。	本計画は、市内の森林全体を適切に管理することを目指しています。2条森林については、誤解を防ぐため表記を削除しました。
12	計画で全ての森林を対象とすることについて	1.3本計画の対象 現状、5条森林になっていない森林や竹林も計画の対象とするということですが、正式な地籍調査をされるということでしょうか？また、森林簿や林地台帳もこれにあわせて追加や整合をとるとのことでしょうか？	本計画において、森林法第5条森林に該当しない現況森林や放任竹林等も対象としているのは、地上に存在する森林について制度上の区分にかかわらず現状を踏まえ、今後の管理の方向性を示すためです。本計画の策定により、直ちに地籍調査や境界確定を実施するものではありません。
13	環境林と循環林の定義について	環境の言葉の意味からして、「環境林」という言葉は合っていないと思います。自然環境保全という意味で、環境をとったならば、自然林とか、自然環境林とか、公益林とか、社会資本林とか、	本計画の「環境林」の「環境」は、自然環境のみではなく、人の営みを含めた地域全体の環境を示しています。「循環林」が木材生産を主目的とする森林であるのに対し、「環境林」は山地災害防止や水源涵養、生物多様性保全などの公益的機能を高度に発揮することで、地域全体の環境を守る役割を主目的とする森林として位置付けています。趣旨が伝わるよう、説明を修正しました。

番号	項目	ご意見	市の回答
14	環境林と循環林の定義について	循環林という表現について、環境林でも物質循環は当然あり、原生状態の森林でも様々な循環が盛んだと思うので、「循環林」という言葉は合っていないと思います。木材生産林とか、経営林とか、育成林とか	本計画での「循環林」の「循環」は、自然界の物質循環全般を指すものではなく、森林を育成し、伐採し、木材として利用し、再造林するという“循環利用”を意味しています。「循環林」は、単に木材を生産するための森林という趣旨ではなく、再造林を前提としながら持続的に木材生産を行い、その過程で公益的機能も発揮させていく森林として位置づけています。 趣旨が伝わるよう、説明を修正しました。
15	環境林と循環林の定義について	循環林と言う名称について 循環＝環境的な印象があります。環境林とのイメージが似ていてまぎらわしいと感じました。経営林など、事業、産業、ビジネス的なイメージを持つ名称の方がよいと感じました。	本計画での「循環林」の「循環」は、自然界の物質循環全般を指すものではなく、森林を育成し、伐採し、木材として利用し、再造林するという“循環利用”を意味しています。「循環林」は、単に木材を生産するための森林という趣旨ではなく、再造林を前提としながら持続的に木材生産を行い、その過程で公益的機能も発揮させていく森林として位置づけています。 趣旨が伝わるよう、説明を修正しました。
16	環境林と循環林の定義について	お話の中で環境林の中に循環林部分があるという考え方を話されていて、素晴らしいと思いました。	本計画においては、環境林と循環林の分類の明確化のため、2つに分けて説明しますが、環境林だけでなく循環林でも公益的機能を発揮させることを強調するため、説明を追加しました。
17	環境林と循環林の定義について	p.23 冒頭で「現在の状況に応じて森林をふりわけ」と述べているが、どのような森林が循環林にふり分けられるのかが書かれていない。	市による区分、所有者の意向による分類について、説明を修正しました。
18	環境林と循環林の定義について	全体を通して 新しい概念のもとに「環境林」と「循環林」に分類するとある(p.5)。現在(基本計画発効前)はこうした分類がなされておらず、循環林に区分されている森林は存在しないと思われるので、「循環林から環境林への移行」という表現には違和感を覚える。	市による区分、所有者の意向による分類について、説明を修正しました。
19	環境林と循環林の定義について	環境林・循環林という言葉が計画冒頭から多用されているが、一般的に認知されている用語とは言い切れず、定義やそれぞれ目指す姿がわからないと前半の記載内容が正しく理解することが難しいと思われる。例えば24ページの「環境林へ移行整備」について記載があるが、移行整備の内容の説明が全くないが、環境林の目指す姿が分かれば、間伐を行い林床に日が差し込み、木本や低木が生育できる環境に整備したことが想像できる。計画後半で将来像や必要な取り組み(整備方針)が細かく記されているが、計画前半である程度環境林・循環林という用語が整理・説明されていると林業や森林にもともと理解が少ない市民が手にしてもわかりやすい計画になるとと思われる。	現状とこれからの森林づくりについて、説明を修正しました。
20	環境林と循環林の目安と選択について	27ページ 林道から100mという制限では循環林に指定される山林の割合がかなり減るのではないか。所有者や事業者が作業道を入れることで搬出可能と考えているのに環境林にしてされることで使える補助や事業自体が制限されることは林業事業者を苦しめることに繋がりがかねないと思う。	「路網から100m」という基準は市全体の概況を示すための目安であり、市による区分で所有者の意向による分類が制限されるものではないことについて、説明を修正しました。

番号	項目	ご意見	市の回答
21	環境林と循環林の目安と選択について	・循環林の設定については、「道からの距離が100m以内の区域」という地利的要因のみで決めてしまうことがないように十分に精査を進めてほしいです。検証に当たっては、森林の資源状況、傾斜地など地形的な要因、所有形態、保全対象との位置関係など様々な要因を踏まえて、森林経営に適している許容範囲について、十分にバッファを設けて設定してほしいです。	「路網から100m」という基準は市全体の概況を示すための目安であり、市による区分で所有者の意向による分類が制限されるものではないことについて、説明を修正しました。
22	環境林と循環林の目安と選択について	P27 道には既設作業道を含めるべきだと思います。	「路網から100m」という基準は市全体の概況を示すための目安です。林道から100m以遠の作業道の周辺は、本計画では環境林として区分されていますが、環境林としての森林づくりが決定しているわけではありません。市による区分で所有者の意向による分類が制限されるものではないことについて、説明を修正しました。
23	環境林と循環林の目安と選択について	P27 将来、路網が開設可能な個所から100mとすべきだと思います。	「路網から100m」という基準は市全体の概況を示すための目安であり、市による区分で所有者の意向による分類が制限されるものではないことについて、説明を修正しました。
24	環境林と循環林の目安と選択について	P27 環境林によって循環林が分断されて、森林整備が妨げられないように環境林内の作業道の通過については例外措置を設けるべきかと思います。	本計画での市による区分は市全体の概況を示すための目安であり、この区分上の環境林における木材生産のための整備の実施を直ちに制限するものではありません。そのことについて、説明を修正しました。

番号	項目	ご意見	市の回答
25	環境林と循環林の目安と選択について	<p>【P29 環境林と循環林の決め方の部分】 「道路からの距離が100mが目安だが所有者の意向で決定」 【意見内容】 環境林とすべき森林、循環林とすべき森林の判断を現状の道からの距離や、その整理を前提とした所有者の判断だけに委ねるのは、環境林(公的管理)をいたずらに増やすことになるかと危惧します。 地域の山を将来どんな山にしたいのか、それが無いままに進めることは戦後拡大造林の二の舞になります。 最も大事な山のランドデザインを決める手法に市長が日ごろから目指す共創の考え方が入っていないことが残念です。 既存の道からの距離だけで決めるのではなく、共創の考え方を入れることで、地域の森は地域で守り育てる意識も醸成されるはずですが、環境林の判断基準の一つとして林道からの距離は勿論考慮すべき材料ですが、施業道などを伸ばせば管理できる森林はもっと増えます。 林業先進国のドイツやオーストリア、スイスなどでは、行政がフォレスター(森林官)を設置し、担当するエリアのランドデザインを描き、循環林だけでなく、環境林も含めて管理する仕組みを整えています。 また、カナダなどでは、地域(民間)が主導して行政や企業、支援者から資金を集め、エリアごとにフォレスターを配置し、ステークホルダーを集め協議して管理する「モデルフォレスト」が機能しています。 国ではフォレスターの試験制度を立ち上げ認定する仕組みを整えましたが、県や市町村がそのフォレスターを上手に森づくりに使えていません。 静岡県の「森林と県民の共生に関する条例」では、「森林県民円卓会議」を地域ごとに設置するところまでは規定しています。ここに市の任命したフォレスターを配置しランドデザインから集積計画まで策定させ、手間はかかりますがそれを円卓会議でたたくという形を是非検討いただきたいと思います。</p>	<p>本計画では、市内森林の公益的機能の維持・向上と持続的な木材生産の両立を図るため、森林整備の取組の方向性を「環境林」と「循環林」に分類する方法を示しました。市による区分は市全体の概況を示すための目安であり、実際には森林の状態、所有者の意向等を踏まえて分類されます。そのことについて、説明を修正しました。 新たに設置する連絡会では、各地域と連携して森林づくりに取り組める体制づくりを構築するため、どこの森林にどのような人材がいるのか、県が調査・把握している林業従事者情報を共有させていただけるよう働きかけます。</p>
26	環境林と循環林の目安と選択について	<p>P24 森林経営計画に基づく人工林の整備の拡大を妨げないように森林経営計画対象林から1km以上遠などの基準があるかと思えます。</p>	<p>ご提案のように、森林経営計画対象林から一定距離以上遠のみを環境林の対象とする考え方も一案ではありますが、公益的機能の発揮が特に求められる森林については、経営計画区域に近接していても、地形条件等により整備が進まない場合があるため、一律に距離で分類することは難しいと考えています。 なお、市が一方向的に環境林と位置付け、森林経営計画への編入を妨げることは基本的にはありません。環境林として市が整備を行う場合は、森林経営管理制度に基づき、まず森林所有者への意向調査を実施します。そのうえで、市への経営管理委託を希望された森林について、さらに林業経営体へ経営管理の意向を確認し、担い手が見つからない森林のうち、特に公益的機能の発揮が求められる区域に限定して、市が環境林整備を実施します。したがって、本計画は森林経営計画の拡大を妨げるものではなく、意向調査を通じて森林所有者と林業経営体をつなぐことで、経営計画策定面積の拡大や森林の集約化をむしろ促進する仕組みであると考えています。このことについて、説明を修正しました。</p>

番号	項目	ご意見	市の回答
27	環境林と循環林の目安と選択について	・循環林を設定し、経済活動範囲を制限することで、林業の労働力不足が解消されることはとても難しいと思います。また、環境林を整備するためには、労働力を新たに確保する必要がありますが、どのような方法で確保するのかを教えてくださいです。	本計画は労働力不足を理由に経済活動範囲(循環林面積)を制限するものではありません。現在の労働力で適切に管理できる循環林面積の目安は、現状をわかりやすく示すために試算したものです。人口が減少する中、循環林・環境林の整備の労働力確保は難しい課題ですが、豊かな森林の恵みを受用できるまちづくりのためには、重要な施策の一つと捉えています。まず森林への意識向上に向けた施策を行い、次の段階で担い手確保につながる施策を検討してまいります。
28	環境林と循環林の分類の変更について	p.23- 環境林か循環林かの分類の決定権は誰にあるのか？ 分類の変更方法は容易か？ 所有者の意向で循環林から環境林、環境林から循環林への移行が可能とありますが、「公金を用いて環境林化した森林を循環林に戻して木材生産することは不可」ともあります。 木材生産が困難な”環境林”と分類された山であっても、作業道を開設すれば木材生産可能な”循環林”となり、木材生産する意欲がわくこともあると思います。 柔軟に対応できるよう、一定期間の木材生産は不可とするなど条件付きの方がよいのではないのでしょうか。 反対に、道から近くても利益にならない山が多くあります。	「路網から100m」という基準は市全体の概況を示すための目安であり、市による区分で所有者の意向による分類が制限されるものではないことについて、説明を修正しました。また、公金を用いて環境林へ移行するための取り組みを行った森林の循環林への転換について、説明を追記しました。
29	環境林と循環林の分類の変更について	【P27 下から5行目】 「なお、環境林と循環林の分類は、路網の延伸や所有者の意向、需要の変化、技術の革新などによって変わることもありますが、公金を用いて環境林化した森林を循環林に戻して木材生産することは不可とします。」 【意見内容】 一度環境林として整備した森林を循環利用することを認めないのは、公的管理を減らす方向と逆行するよう思えます。外的要因で、循環利用が可能になったのなら所有者が責任をもって管理するのが筋だと考えます。環境林として整備した場合は、他の公的資金の期限同様、整備後5年間は～とかの期限を設けるのが適当と考えます。	公金を用いて環境林へ移行するための取り組みを行った森林の循環林への転換について、説明を追記しました。
30	環境林と循環林の分類の変更について	P27. 循環林と環境林の閾値は、路網から100mとするとのことですが、この路網とは林道ですか。毎年、国の公共補助金で森林作業道や林業専用道を開設していますが、若干でも循環林が増えていくという考えでよろしいでしょうか。また、一旦公金を用いて循環林化した森林を循環林に戻して木材生産することは不可とのことですが、それは山林所有者にどの程度強制できますか。現在の国の施策(主に補助事業)と矛盾が生じることはないでしょうか。	「路網から100m」という基準は市全体の概況を示すための目安であり、市による区分で所有者の意向による分類が制限されるものではないことについて、説明を修正しました。また、公金を用いて環境林へ移行するための取り組みを行った森林の循環林への転換について、説明を追記しました。
31	環境林と循環林の分類の変更について	循環林へ戻せる条件をもうけてほしい 時代の変化に合わせ、条件によっては公金を使って環境林に移行した山林であっても、循環林に戻せる余地は残しておくべきだと思います。	公金を用いて環境林へ移行するための取り組みを行った森林の循環林への転換について、説明を追記しました。

番号	項目	ご意見	市の回答
32	環境林と循環林の分類の変更について	第5章につきまして 循環林についてですが、木材利用に関しては人口減による住宅材需要の減少は必至の未来なので、循環林の環境林エリア化を常に予想しつつ、循環林エリア内の劣化した森林をいかにケアし、集約化した地区全体の負担を軽減することも考えないといけません。場合によっては荒廃した循環林を環境林的施業で復旧または現状維持していくといった、環境林・循環林をタテで割らない対応も必要ではないでしょうか。	循環林での施業も公益的機能の維持が大前提としてあり、森林経営計画にもとづく適切な管理が行われると想定しています。環境林と循環林の市による区分については、社会情勢の変化等により考え方を見直す可能性があることを、追記しました。
33	環境林と循環林の分類の変更について	【P29図40下段 公金を用いて環境林化した森林を循環林に戻すことは不可】 計画では道からの距離と所有者の意向により人工林を環境林・循環林に区分して管理を行い、一度公金を用いて環境林として整備をした後に循環林へ戻すことは不可と明記されています。しかし人工林の管理は半世紀以上の長期にわたるため、その過程において社会情勢の変化や林業技術の進歩、所有者の相続などによる経営方針の変化などが予想されます。 例えば環境林として整備を実施したエリアにおいても道が開設されれば、循環林として管理が可能になることが考えられます。 環境林から循環林への移行を認めないことは森林管理の実態に合致しておらず、本計画の趣旨の一つである荒廃人工林の整備を妨げる可能性が考えられるため、要件の緩和を検討してもらいたい。	本計画では、森林の公益的機能の維持・向上と持続的な木材生産の両立を図るため、森林を「環境林」と「循環林」に分類しています。「路網から100m」という基準は市全体の概況を示すための目安であり、実際には地形条件や所有者の意向等を総合的に勘案して判断します。また、条件の変化に応じて見直しを行うことも想定しています。

番号	項目	ご意見	市の回答
34	環境林と循環林の分類の変更について	<p>第2～5章全体(環境林と循環林の考え方や管理の仕方) 将来的に環境林と循環林に区分するということが、環境林に指定された場合+森林所有者自ら管理ができない場合は基本的に市が管理を行い、市を通してしか施業や事業を行えないということになるのでしょうか？(例えば、もし環境林指定後、薪炭生産目的等で環境林の森林を伐採したいとなった時には、どのような手続きになるのでしょうか?)</p> <p>事業者目線として、これまで経営計画に環境林に該当する森林も含めて委託契約を結んでいますので、これからどのような計画策定をすれば良いのか、所有者さんにどのように説明すれば良いのか明確にして頂きたいです。</p> <p>また、環境林指定された場合、何が制限され、何が許容されるのか、ポイントを明確に提示して頂きたいです。</p> <p>それは、循環林の集約化を行う事業者にとっても計画策定のため重要なことだと考えています。</p> <p>循環林の主な管理者について、「大規模木材生産者」とありますが、具体的にどんなビジョンを持った生産者に集約化を任せたいのでしょうか？実際に計画を推進する場合、循環林の管理者としてふさわしい事業者を選定する必要があると考えます(経営計画を5年以上無問題で遂行しているなど)。</p> <p>また、管理者として事業者のアイデアを盛り込める余地などあるのでしょうか？循環林指定地で長く事業をしてきた事業者ならば、環境に適したアイデアを提案できると思います。管理者のレベルなども設けるならば、レベルによって事業者に裁量を与える制度があっても良いと思います。もちろん、それを評価する体制も必要かと思えます。</p> <p>なお、環境整備事業体と林業事業体を区分していますが、これは同一事業体が認定されることは可能なのでしょうか？それとも明確に区分されるものになるのでしょうか？</p> <p>事業内容によっては、1つの事業体が両者に認定されても良いと考えています。</p> <p>また、しいたけ原木になるようなクヌギやコナラの人工林を育林するとしたら、これは循環林扱いになるのでしょうか。ただ、最終的には素材利用となりますが、それまでの何十年かは環境林と同等の公益的機能を発揮する側面もあります。こうした森林の場合、どのように評価されるのでしょうか？</p>	<p>市による区分は市全体の概況を示すための目安であり、実際には森林の状態、所有者の意向等を踏まえて分類されます。そのことについて、説明を修正しました。</p> <p>また、公金を用いて環境林に移行した後に循環林に転換する場合は何らかの制約が想定されますが、所有者による方針決定後も、社会情勢等を加味しながら、順応的な管理を進めることが大事であると認識しております。</p>
35	環境林での木材生産(搬出間伐)について	<p>【P30 環境林の所有者が経営管理しない部分の囲みの中】 「事業者が間伐等(木材搬出を伴わない)の整備を委託して管理」 【意見内容】 環境林だからといっても間伐材を売ることを考えないのは資源の無駄です。極力搬出し利益を得ることで負担を最小限化すべきです。循環するかしらないかは、トータルコストの問題で、利用間伐イコール循環という意味ではありませんので、環境林でも収益行為は認めてください。</p>	<p>木材搬出可能な森林は、「伐って、使って、植えて、育てる」循環林として活用したい、という姿勢ですが、環境林での木材搬出を妨げるものではありません。その旨がより明確となるよう、表現を整理しました。</p>
36	環境林での木材生産(搬出間伐)について	<p>P23循環林より環境林の面積が多いのは当たり前だが環境林整備に補助が必要だし循環しなくても経済林として所有している地主もいるのでふりわけの仕方を考えてほしい。</p>	<p>環境林整備についてもいくつかの補助メニューがあり、また、新しい森林カーボンクレジットによる資金確保についても検討を進めています。</p> <p>現状では、循環させない搬出間伐による経済林もありますが、長期スパンでは伐って植えることが必要になるため、本計画では木材生産林＝循環林としました。</p>

番号	項目	ご意見	市の回答
37	環境林の施業内容について	P2水が沢の周りの木を巻き込んで災害になるので森林の整備の影響がすべてではない。	本計画では、森林の手入れ不足による枯損木の増加や下層植生の減少が、土砂流出や流木発生の一因となり得ることを示していますが、これが災害のすべての原因であるとするものではありません。 今後も、地形・地質条件や既存堆積物の状況などを踏まえた多面的な視点で災害対策を進めていきます。
38	環境林の施業内容について	P9 山地災害防止と水源涵養機能に、流木を防ぐことは含まれないと思います。	山地災害防止機能および水源涵養機能は、森林の公益的機能として整理されていますが、「流木防止機能」は、個別の項目として整理されていません。 一方で、森林の山地災害防止機能には、土砂流出や崩壊の防止などが含まれており、森林が適切に管理されることで土砂の移動や流出が抑制されます。その結果として、大雨時における流木発生リスクの低減にもつながるものと考えています。 本計画では、このような森林の公益的機能が下流域の安全安心な生活に寄与するという趣旨を示しました。
39	環境林の施業内容について	4. 施策の柱：森林の多面的機能の維持・増進について 【意見・提案6：生物多様性を重視した多様な雑木づくり】 針葉樹（スギ・ヒノキ）の計画的な管理に加え、その土地に合った広葉樹（ナラ、ケヤキ、サクラ等）による「多様な森づくり」を推進してください。 内容：豊かな広葉樹林は、山の栄養を保つだけでなく、近年の深刻な鳥獣被害の抑制（野生動物の餌場の確保）にもつながります。防災・減災の観点からも、森林を支える担い手の育成を急ぎ、適切な整備が進む体制を整えてください。 最後に、「点」の活動を「面」へと広げるには、行政が市民や民間事業者を巻き込む「巻きコミュニケーション」が不可欠です。静岡市の豊かな森林を、単なる資源としてだけでなく、市民が誇りを持って関われる「共有の財産」にするための計画実行を期待しています。	生物多様性保全機能については、その評価の困難さも課題となっております。例えば、一般的に針葉樹林よりも広葉樹林の方が生物多様性が高まると評価されますが、広葉樹林化によりシカが増えると生物多様性が損なわれることも想定され、定期的にモニタリング・評価しながら管理する必要があります。荒廃した針葉樹林等の環境林化については、科学的知見を蓄積しながら、順応的に取り組みを進めてまいります。 そのような事項も含め、より多くの市民の皆様にご理解いただけるよう、普及啓発に努めます。
40	環境林の施業内容について	第4章につきまして 複層林について、以前県の森の力再生事業で意見したのですが、下層の二次木が鹿等の食害によりアセビやアジサイ、トリカブトなどの群生が最終的に残るといった状態がよく見られます。静岡市としても決してこのような森林を生物多様性のある森林と定義することはないと存じますが、複層林施業については現場としても作業負荷が多いという問題もありますので、中核に据え付けるのはいかがかと存じます。もう少し環境林だからこそその皆伐施業という選択肢も考慮すべきでは。天然林・岩石地については、定期的な現状調査（ドローンやAIによる衛星写真分析など）で異常を把握する仕組みを将来は組み入れて、災害予防などのベースとして利用してはどうかと考えます。	本計画4章3節(3)は、手順をシンプルに説明するためにシカの影響について記載しておりませんが、過密な針葉樹林の間伐により、林内に光が入ることでシカが増え生物多様性が損なわれる、という意見もいただいております。本計画作成に向けての研究会では、木材生産を見込めない急傾斜地での皆伐は災害リスクが高まるため、原則皆伐はせず段階的に間伐を進めるとの方針を定めました。しかし、小項目のタイトルにもありますように、環境林化については事例が少なく手法が確立していないため、今後も知見を蓄積しながらよりよい手法について検討を続けます。
41	環境林の施業内容について	P31清水区の自伐林家がいないので環境林整備が多く今までも捨て切り間伐を多く実施してきたこれからも事業や補助をしてほしい。	環境林への移行のための整備については、県の森の力再生事業のほか、美しい森づくり基盤整備事業等の補助メニューがあります。今後も森林の公益的機能の発揮に向けて、順応的に対応します。
42	環境林の施業内容について	森の力再生事業について 事業実施後10年のしほりを短くしてほしい。広葉樹を残しつつ、針葉樹のみさらに伐っていくことは、広葉樹林化に向けて有効的なので、制限する必要はないのでは？	県と共有させていただき、環境林化について知見を蓄積しながら、よりよい手法について検討を続けます。

番号	項目	ご意見	市の回答
43	環境林の施業内容について	環境林になった山林のあつかいについて 例えば広葉樹の森を育てるためには、造林小屋などの拠点が必要になります。その拠点づくりへの補助なども考えていただきたいです。	令和8年度以降、連絡会等を通じて、現場の声やアイデアを共有し、よりよい森林づくりに向けて、具体的な整備の進め方や支援の内容について、検討を続けます。特に環境林化については、小項目のタイトルにもありますように、事例が少なく手法が確立していないため、今後も知見を蓄積しながらよりよい手法について検討を続けます。
44	環境林の施業内容について	【4章4.3②下層植生の育成と樹木の太径木化のための間伐】 人工林を環境林に移行する中で、太径木化する理由がよくわからない。放置された森林は急斜面も多い、利用しないのに高齢級の太径木を残した場合のリスクも考える必要があると思う。	荒廃した針葉樹人工林を主伐し広葉樹林化を待つ場合は、裸地や草地、低木しかない期間が生じ、災害の危険性が高まります。そのため、針葉樹人工林から広葉樹林に移行する間の暫定的な方法として、人工林のうち大きな樹木を残し太径木化させて土壌緊縛力は維持しつつ、間伐したことによる樹冠のギャップ下に広葉樹が繁茂するような方法を想定しています。一方で、人家に近い斜面などでは、災害リスク等を考慮した対応を進めます。
45	環境林の施業内容について	P36 「③…樹木の太径木化のための間伐」  樹木の太径木化が表層崩壊の危険性を低減させる知見に関する資料を、巻末のトピック等で記載いただきたい	太径木化自体が目的ではなく、土砂流出や表層流出を抑制するための間伐の結果、林分が太径木化するという点について、表現を修正しました。また、本文図中に出典を追記しました。
46	環境林の施業内容について	P35 病虫害による枯損木以外は残した方が生物多様性を高めると思います。	本計画第4章第3節(3)「大きな木が枯れたまま放置されることのない森林」とは、マツ枯れやナラ枯れ等の病虫害被害木について、放置せず迅速に駆除する必要があることを示しています。
47	病虫害対策について	【5章5.3②主伐・再造林の推進】 推進には大賛成です。私が出来ない最大の理由は獣害です。植えても森に戻る確率が少ない。鉄のメッシュ柵の設置や鹿の個体調査を至急していただきたい。	県のニホンジカ生息密度調査によると静岡市の10万haの森林には約1万頭のシカが生息していると算出され、かなりの勢いで増加しています。実際にはもっと多くのシカが生息していると考えられ、近年は年間2,000頭以上のシカを捕獲しているにもかかわらず、農林業の被害額は増加傾向にあります。捕獲に対する報奨金交付と、防鹿柵の設置支援を継続するとともに、県や所管課と連携し連絡会等を通じて現場の声を聞きながら、ご指摘のような新たな対策についても検討してまいります。
48	病虫害対策について	概要版4章(2)の獣害対策は最も重要、部署の垣根を越えた連携が必要だと思います。これが出来なければカーボンクレジットの売却も環境林化も絵に描いた餅、防災や水源涵養もなし得ません。 生物多様性保全のためには、獣害を受けた場所のその後の植生遷移を追跡する必要があります。この件は同様の被害を受けている自治体共通の課題であり、連携しての取り組みや情報共有が必要です。	県のニホンジカ生息密度調査によると静岡市の10万haの森林には約1万頭のシカが生息していると算出され、かなりの勢いで増加しています。実際にはもっと多くのシカが生息していると考えられ、近年は年間2,000頭以上のシカを捕獲しているにもかかわらず、農林業の被害額は増加傾向にあります。捕獲に対する報奨金交付と、防鹿柵の設置支援を継続するとともに、県や所管課と連携し連絡会等を通じて現場の声を聞きながら、ご指摘のような新たな対策についても検討してまいります。
49	病虫害対策について	【P34(2)環境林の病虫害対策①獣害対策】 現状では野生動物の密度が高く、環境伐を実施しても複層林化はイメージ通りには進まないことが予想されます。また環境林化により森林内のエサ環境が改善されることで、野生動物(シカ・クマ等)の生息数の増加が懸念され、多すぎる野生動物は森林の公益的機能の発揮を妨げるだけでなく、「野生の王国化」による地域農林業・観光業・コミュニティーへ大きな影響を及ぼすことが考えられます。野生動物に関しては防護柵の設置にとどまらず、緩衝地帯の設置や捕獲による生息数調整などを含めて、森林(エリア)ごとにマネジメントしていただく必要があると思います。	県のニホンジカ生息密度調査によると静岡市の10万haの森林には約1万頭のシカが生息していると算出され、かなりの勢いで増加しています。実際にはもっと多くのシカが生息していると考えられ、近年は年間2,000頭以上のシカを捕獲しているにもかかわらず、農林業の被害額は増加傾向にあります。捕獲に対する報奨金交付と、防鹿柵の設置支援を継続するとともに、県や所管課と連携し連絡会等を通じて現場の声を聞きながら、ご指摘のような新たな対策についても検討してまいります。

番号	項目	ご意見	市の回答
50	病虫獣害対策について	P31 環境林が目指す姿として『第一段階として針葉樹と広葉樹が混じり合い、高木から低木が見られる複層林を目指して最終的に広葉樹林化を目指します。』とありますが、針葉樹を減らして広葉樹を増やすことは、結果的にクマなど野生動物のエサとなるブナやナラなどのドングリを増やしてしまい、野生動物が増え、全国的にニュースのあるクマの被害を増やすことになるのではないかと感じました。	針葉樹林から広葉樹林への転換は、森林の公益的機能を充実させるものと考えています。それによりクマの生息数が増える可能性もありますが、広葉樹林への転換手法については検討していきます。クマの個体数については、現在静岡県が静岡県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）を令和9年度に策定し管理するよう準備しておりますので、計画の内容を注視していきます。
51	病虫獣害対策について	【P34(2) 環境林の病虫獣害対策②ナラ枯れ対策】 計画案から、針葉樹人工林に重点を置いていることが窺えますが、静岡市の森林面積の約半分を占めるのは天然林です。静岡市北部には広大な天然林が存在しますが、ナラ類を枯死させる「ナラ枯れ」が発生しており、樹齢100年を超えるミズナラ群落が消滅の危機に晒されています。ナラ枯れの振興と獣害による天然更新の阻害については、地域毎に異なる遺伝的特性を持つミズナラ群落に影響を及ぼすとともに、山林の裸地化が進行することによる森林の公益的機能低下の要因になることが考えられます。またミズナラ堅果は野生動物の重要なエサ資源でもあります。 これらのことから、ナラ枯れに対して面的な防除や駆除・ナラ枯れによる餌の減少分を補うための更新植生の植栽などの検討をお願いいたします。	ナラ枯れについては、被害の状況をしっかり把握するとともに、対策を効果的に進められるよう、関係者と密に連絡を取り合っていきたいと考えております。 人家に近い森林の災害防止機能が重視されがちですが、市街地から離れた天然林の保全についても、市民の皆様のご理解を得られるよう啓発に努めてまいります。
52	病虫獣害対策について	p34の③マツ枯れ対策について 新しいマツ枯れ対策のご提案です。 書籍「土中環境」(著者 高田宏臣)の中に同じくマツクイムシの被害が拡大し崩壊状態に向かっていた新潟市北区太夫浜 海辺の森の海岸松林の環境改善の事例があります。土中の環境改善からのアプローチ事例で、農薬散布対策とは別の成功対策事例です。高田氏は土中からの環境改善事例を多数持つ大変優れた稀有な土木の専門家であると認識しております。是非高田氏を静岡市でもお招きし、今後の静岡市の森林づくりについてアドバイスをもらっていただきたいです。	三保松原のマツ枯れ対策については、世界遺産登録以降、県だけでなく専門の研究機関等の助言を得て徹底した対策を行い、短期間で成果を上げ、全国各地のマツ枯れ対策の成功事例として紹介されています。病気の仕組みや被害がおさまってからも対策を継続する必要があることなど、基本的な理解を広めることが課題となっています。そのうえで、状況をしっかり把握・評価しながら順応的な管理を進めていきます。この好事例を参考に、他のマツ林においてもまずは地域の皆様の病気への理解を深めながら、対策を進めてまいります。
53	里山・竹林について	環境譲与税の使い道について 裏山の支障木などの伐採への補助をお願いします。高価格で、個人では伐採を依頼できない方が多い。他の市町のようにお願いします。	同様の取り組みを実施している自治体の情報を得つつ、土地の種類によって関係法令が多岐にわたりますので各所管と連携しながら対応を検討してまいります。
54	里山・竹林について	33ページほか 木材の素材生産の場とは違う、住宅地に隣接する狭矮な雑木林では、まったく手が入れられず広葉樹が成長し巨大化、日光を求めて偏心した成長により倒木や斜面崩壊の期間がある箇所があります。 時として住民から伐採の相談を受けることがありますが、費用がかさみ、地元住民や地権者では処理が困難なケースがあります。 森林づくり基本計画において、林業経営の森所ではない上記のような雑木林所有者に働きかけ、危険な樹木の撤去などに対する助成などを建設分野ではなく森林分野で築けないでしょうか？	同様の取り組みを実施している自治体の情報を得つつ、土地の種類によって関係法令が多岐にわたりますので各所管と連携しながら対応を検討してまいります。

番号	項目	ご意見	市の回答
55	里山・竹林について	<p>私は放任竹林のことを静岡市環境大学の講座で知り、関心を持って注視しています。現に職場である福祉施設の畑作業で現在、取ってきた竹を焼き竹炭に加工しています。</p> <p>森林づくりという観点で、放任竹林竹林の事は切っても切り離せない問題であり、様々な手法のアプローチが求められると考えられます。</p> <p>竹を取っていくことに関し、破碎機で山に入ることも重要な選択肢の一つであると考えられますが、実際破碎機が入れる部分はおく限られたものです。</p> <p>舗装された道から竹林までの道の整備を是非お願いしたいです。</p>	<p>路網(林道・作業道等)は安全確保と持続的な森林管理・木材搬出の基盤である一方、地形条件や維持管理費等を踏まえた計画的な整備が必要です。既存路網の維持管理の考え方を整理するとともに、必要性・効果・災害リスク等を勘案し、関係者と連携しながら整備の優先度を検討していきます。</p>
56	里山・竹林について	<p>義父の名義の山の土地が幾つかあり、20年以上放置されてきた所を親族で8年ほどかけて少しずつ整備してきました。竹林が5ヶ所程あるのですが、破碎機が入れるような立地(舗装した農道の上が所有地)が1つもなく、切った竹は積み上げて朽ちるのを待つしかありません。チップなどに利用したいのにそれが叶わない場所の方が遥かに多いのが現状です。</p> <p>1ヶ所だけ農道から竹林へ続く道の入り口を広くできたら、破碎機が入って行けそうな場所があるのですが、市役所に相談したところ、却下されてしまいました。</p> <p>静岡市は、無料で破碎機を貸し出しなど、県内でも最先端に竹林整備を進めているということが、先日の竹林フォーラム交流会でわかりましたが、破碎機が入る道の整備まで、あと1歩踏み込んで支援して頂きたいです！</p> <p>この小さな1歩が静岡市の竹林問題を大きく動かします。</p> <p>ご検討よろしく申し上げます。</p>	<p>竹林整備の所管と共有させていただき、公益的機能を高度に発揮する環境林づくりを進めていきます。</p>
57	里山・竹林について	<p>【4章4.3(3) 荒廃した針葉樹人工林の環境林化のうち、「荒廃した放置竹林の抑制・整備】</p> <p>市中心にある谷津山には急傾斜地に隣接した放置竹林が多く、崩壊の危険がある。また、稜線は市民がウォーキング等に利用しているが、竹で景観が損なわれているため、一般市民が足を運ぶ機運が高まっていない。このため竹伐採・桜や根を張る広葉樹の植樹をすれば防災、及び、市民の意識向上の両方を得られる。現在、谷津山公園構想を進めておられるが、急傾斜地及び愛宕山から清水山までの稜線両脇を対象に、現在、管理権を得ていない土地所有者からも管理権を得て防災を図れば市民の意識も向上し、防災の両面に役立ち、豊かな森づくりに貢献できると思うので、積極的に進めていきたい。</p>	<p>竹林整備、谷津山整備の所管と共有させていただき、公益的機能を高度に発揮する環境林づくりを進めていきます。</p>
58	新しい森林カーボンプレジットについて	<p>32ページ</p> <p>Jクレジットの登録者から「登録したが買い手が見つからない」という声を聞く。</p> <p>⇒森林カーボンプレジットがどこまで現実的なのか。</p> <p>⇒買い手(企業)にとってのメリットが薄い</p> <p>環境保全・CO2削減に貢献することでの税制優遇等がなければ広がらない</p> <p>ESG投資の評価向上や企業ブランド価値の強化だけでは不十分</p>	<p>森林カーボンプレジットの創出事業は、新しい仕組みを作ることがゴールではなく、いかに普及させ、購入してもらうのかが重要だと認識しています。現在行っている実証の中ではクレジットの創出だけでなく、ステークホルダーの確保や販売手法の検討など運営事務局、事業者、関係機関の方々と協議していきながら実装に向けて取り組んでいきます。</p>

番号	項目	ご意見	市の回答
59	新しい森林カーボンクレジットについて	現状Jクレジット申請での問題点として、森林経営計画の樹立と管理、評価・申請に係る経費、組合員所有山林の全てで運用・管理が不可能であることなどがあり、井川森林組合ではJクレジットの申請は行っていません、静岡県独自のカーボンクレジット制度が運用された場合、評価・申請の費用をクレジット販売費から経費で引いた後に森林整備費として足りるのか(森林所有者は負担金があれば森林整備をやりたくない)、また申請は所有者が行わなければならないのか等の問題が気になります。個人的な意見としては井川地区では環境林の管理は市が主体となっていくことが大半になるかと思っています。	新しいクレジットの販売価格については、プロジェクト対象地や施業内容によって異なりますが、Jクレジット制度において評価対象ではない公益的機能を、評価対象とできる新しい森林カーボンクレジット制度を検討しており、取引価格の維持を目指します。新しいクレジットの申請者ですが、Jクレジットと同様に森林所有者の合意のもと第三者が申請できる制度を想定しています。ご指摘のとおり、クレジット申請手続きの煩雑さは、活用が進んでいない一因であると思います。実証の中では申請が効率的に行えるようなスキームについても検証を行っています。
60	新しい森林カーボンクレジットについて	カーボンクレジットを大々的にPRしていただきたいです。森林の重要性は重々承知ですが、生きていくためにはボランティア精神で「守ろう」というだけでは困ります。そこで、「企業からの保全費」という確実な資金をもとに、従事者の方の賃金も保証される仕組みは、それぞれ循環型保全につながると思います。	本計画では、木材生産による収入が見込めない森林の管理を継続するため、森林の公益的機能を経済的に評価する仕組みとして森林カーボンクレジットの活用を検討しています。制度設計にあたっては、透明性・信頼性の確保を前提に、既存制度との関係整理を行いながら慎重に進めます。また、森林環境譲与税等の財源についても、目的に沿って適切に活用します。
61	新しい森林カーボンクレジットについて	・新しいカーボンクレジットは民間が中心の仕組みのようですが、これまで手入れされてこなかった森を価値あるものと認め、企業がお金を出し、そのお金が森の管理に使われるようになる仕組みやその実現性について、分かりやすく示してほしいです。	新しい森林カーボンクレジット創出事業では、令和7年9月から令和9年12月まで実証を行っていきます。現在は実証段階であり、評価手法やスキーム、ステークホルダーなどは実証の中で具体的にしていきます。
62	新しい森林カーボンクレジットについて	環境林とJクレジットを関連づけることの限界はどこにあるのでしょうか。第一目標林型は人工針葉樹林ですが、第三目標林型は広葉樹林です。環境林が全て広葉樹林になったとき、森林に手を入れるわけではないので、Jクレジットは発生しないのではないかと思います。基本的には手入れ不要となる広葉樹林化を目標としてJクレジット登録することは、Jクレジットの趣旨に合わないのではないかと思います。	ご指摘の通り環境林でのJクレジット適用は難しいと理解しております。そのため、市では環境林の公益的機能を評価する新しいクレジット制度を市独自で検討しております。
63	新しい森林カーボンクレジットについて	環境林では森林カーボンクレジット制度により管理に必要な資金を調達できるようにする(P32)とのことですが、循環林においても同じではないでしょうか。林業事業体は場所を変えて施業すれば継続的に仕事が生まれますが、多くの小規模森林所有者は所有地の伐採をした後は、何十年も収入がない状態で管理をしていく必要があります。森林所有者が管理費を賄えるよう循環林も森林カーボンクレジット制度の対象とすることや、そもそもの立木価格を向上させることで、森林所有の魅力を引き上げ、持続的な森林の維持につなげるべきではないでしょうか。現在の計画では自治体や林業事業者の意見が多く、森林所有者に対する配慮が少ないと思います。	循環林にはJクレジット制度があり、森林所有者等による申請が可能です。他方、環境林には同様の制度がないため、市独自で検討を進めているところです。山元立木価格の向上は重視しておりますが、市況は様々な要因が影響することから、市の施策による価格向上が難しいのはご想像の通りです。公共建築物の木造化・木質化支援や木材利用を促進するための国の金融支援や静岡県オクシズ材活用促進事業補助金を通じて、木材使用量の増加を進めてまいります。
64	環境林の保全体制について	・公益的な働きを優先する環境林をきちんと守るために、市が新しく整備する人を雇うなど、行政が長い期間しっかり管理する体制を作ってほしいです。	環境林の管理資金の獲得に向け、市独自の新しい森林カーボンクレジットの創出に取り組んでおります。また、市では林業・森林部署を経済局から環境局に移しました。これは循環林での林業の成長化と合わせて、森林の公益的機能を維持向上させていくことを狙ったものです。これらの施策と体制から持続的な環境林の管理を進めていくとともに、新たな施策も検討してまいります。

番号	項目	ご意見	市の回答
65	環境林の保全体制について	<p>【P29 環境林の囲みの部分】 「防災上特に整備が必要な森林では、所有者から管理を受託した市が管理する。」 【意見内容】 行政が森林の管理権を取得するという事は、市営林を設けることとなります。県でも県有林以外に所有者からお借りして管理している県営林がありますが、これを市営で行うことと同じと考えます。 これは、市長の並々ならぬ強い決意を感じ有難く思いますが、個別分散した森林を2.7万ha管理するとなると、林業に精通した新たな職員組織を新たに立ち上げ、管理を未来永劫続けていかなければなりません。ちなみに、県の県営林は期限が来たら所有者に返し、漸減させています。 循環林同様に、市が仲介し民間事業者に管理させる方法がいいのではと思います。 県でも20年以上前に有識者を入れて同様の検討を行いました。検討結果を端的に述べますと、行政の直接的管理は最小限にすべきとの結論でした。 後述しますが、民間で回る仕組みに市が責任もって入る方法にすべきと考えます。</p>	<p>本計画での環境林と循環林の市による区分は市全体の概況を示すための目安であり、100m以遠の2.7万haの森林を環境林として市が一斉に整備していくものではありません。今後の条件の変化等により柔軟に対応していきます。そのことについて、説明を修正しました。</p>
66	環境林の保全体制について	<p>P64 森の力再生事業 県の事業のことで恐縮ですが、知人が「約10年前に森の力再生事業で所有林の整備をしてもらったはずだが、所有林のうちどこでどのような整備をしたのか資料がなく、今後どうしたらいいのかわからない、森林クラウド公開システムで見てもどうしたら情報が出てくるのかわからない」と言っていました。林業を生業としていない森林所有者も森林クラウド公開システムで自分の森林の状況を把握できるようになれば、荒廃林が減ると思うので、県に提案をお願いします。</p>	<p>県に確認したところ、現森林クラウド公開システムで、森の力再生事業の実施箇所の確認は可能との回答でした。 なお、森林クラウド公開システムの操作方法使用についてご不明な点がございましたら、静岡県中部農林事務所森林整備課にお問い合わせください。 森林所有者の方に安心して任せいただける事業となるよう、また、使いやすい森林クラウド公開システムとなるよう、県への働きかけを継続します。</p>
67	循環林の施業・路網について	<p>林道整備は市または県が大部分負担して行っていただきたいです。林道を管理したくてもできない、良質な木材なのに伐り出すことができないなど、様々な問題を解決するためにも整備に力を注いでください。</p>	<p>林道整備は県や市が既存路網の維持管理の考え方を整理し、必要性・効果・災害リスク等を勘案し行っております。今後も関係者と連携しながら整備の優先度を検討し、対応していきます。</p>
68	循環林の施業・路網について	<p>循環林は「道からの距離が100mを目安」(P26)ということですが、林道は崩落などが多く、木の循環は数十年単位となるため、例えば次の間伐等の整備の際には、林道が崩落して使えず、結局手を入れられない(収穫等の作業ができない)ということにならないでしょうか。現状でも、通行が少ないことで道が荒れていたり、崩落等により通れない林道は多いと思います。なので、林道そのものを今後も通常走行が可能ないように定期的に維持整備する道と廃道にする道を取捨選択の上で、森林経営計画の有無にかかわらず残す道から100m等の基準で循環林を設定すべきではないでしょうか。</p>	<p>林道やその周辺域での崩落の発生に係るご懸念はご指摘の通りと思います。市としては安全な林道を作るとともに、作業道を開設する林業経営体に対して安全で持続的な道づくりを指導してまいります。また、林道や作業道の維持管理も進めてまいります。</p>

番号	項目	ご意見	市の回答
69	循環林の施業・路網について	<p>傾斜が急なところでは高性能な機械でも利用できないのではないかと思います。現在循環林として設定しようとしているのはP12の図20の緑色の箇所でしょうか。急傾斜が多い静岡市(P10,P11)では高性能林業機械を使用できる箇所は限られているのではないのでしょうか。</p> <p>循環林に設定するのは、高性能林業機械を用いた効率的な作業(P41)が可能であることや、作業や管理される方が現地に通りやすい(林道が通行可能な状態で維持される)場所を基準に設定すべきだと思います。</p> <p>※たとえ道から100mの場所でも、道そのものが崩落して使えない、現地までのアクセスに時間がかかる、傾斜が急すぎて機械が使えないのでは、循環林に設定しても意味がないと思います。中長期的に考えると森林経営計画の有無にかかわらず循環林は人里近くもしくは日常的に通行がある県道等主要道の近くで傾斜の少ないところしか成り立たないのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の通り、急傾斜地では林業用の重機が使いにくいもしくは使えない場合があります。本計画の「道から100m」以内の循環林区分は、市全体の概況を示すための目安です。実際のカテゴリは、森林の状況や所有者の意向により決定します。このことについて、説明を修正しました。</p>
70	循環林の施業・伐期について	<p>本文P42に「今後は、伐期を迎えた森林を主伐し、再造林を行うことで森林資源の循環を図っていく」とあります。また本文P14に「立木価格の現状と課題では主伐までの育林の対価としての立木価格が所有者の再造林意欲を引き出すのに十分な水準ではなく、施業されないまたは再造林されない森林が増加しています」とあります。現状では立木価格の売却収入で将来の投資である再造林費用を捻出することは難しいことから、森林資源の循環のため、主伐・再造林を行う場合の支援制度について検討をお願いします。</p>	<p>公益的機能の発揮と林業採算性の両立が見込まれる森林については、公益的機能を維持しながらの木材生産の循環により、社会全体に対して最大限の利益を生み出すことを期待しております。このため、今後は主伐・再造林を促進する支援制度について検討を進めていきます。</p>
71	循環林の施業・伐期について	<p>P42 間伐を繰り返し択伐林とする長伐期施業がまるで森林資源の循環を妨げるような表現になっています。標準伐期以降のどの時期に皆伐や択伐を選択するかは基本的には森林所有者の自由であってどちらかが批判されるものではありません。再造林放棄や大面積皆伐が問題です。皆伐跡地に再造林することを推進することや皆伐・再造林の採算が合うように技術開発することには賛同できますが、間伐・択伐での木材生産を否定して、皆伐を推進することには賛同できません。資源の循環は短期間で一気にやるものばかりでなく、長期間のものがあつたり、単木的に少しずつやるものもあつたりしても良いはずで、P5 図10右の林はどういった施業を行った林でしょうか。一般に、伐期が長い方が公益的機能が高まり、環境と経済を両立しやすいはずで。</p>	<p>本計画は施業方法の優劣を論じるものではありません。基本的には、標準伐期以降の皆伐、択伐の選択は、森林所有者の判断に委ねられています。</p> <p>本項で課題としているのは、更新を伴わない間伐の繰り返しにより、人工林としての更新機会を逸し、広葉樹の侵入等により木材生産が不可能になる可能性がある点です。その結果、循環林面積が減少し、林業の担い手が施業できる森林が減少することを危惧しています。</p> <p>木材生産の循環は、短期間で一斉に行う皆伐更新だけを意味するものではなく、長伐期施業や択伐による持続的な更新も含まれると認識しています。重要なのは、いずれの手法であっても適切な更新が図られ、次世代に健全な森林を引き継ぐことです。</p> <p>なお、図10右の林分については、一定の更新(間伐)を伴いながら長期的に管理を行った林分です。</p>
72	循環林の施業・伐期について	<p>p40 循環林での取り組み</p> <p>公益的機能は、産地災害防止、水源涵養、生物多様性保全などの機能がありますが、循環林でも道路近くでは山地災害防止機能が重要だと思います。循環林は、「木材生産に適している所有者の意向によって決定する」ようになっていて(p29)、「森林の公益的機能を発揮しながら育て・伐り・使い・植えるを繰り返す、持続可能な木材生産の実施を支援していきます。」とありますが(p39)、p40以降の循環林での取り組みはコスト面を主体とした記述になっているように思えます。本計画では、循環林でも公益性を重視すべきであることを記載した方が良いと思います、</p>	<p>ご指摘のとおり循環林にも公益的機能の発揮が求められ、木材生産は公益的機能にも配慮して行う必要があります。木材生産や森林経営において公益的機能への配慮が欠けることがないよう、説明を修正しました。</p>

番号	項目	ご意見	市の回答
73	循環林の施業・伐期について	P42. 主伐・再造林の推進について、木材生産の低コスト化にのみに焦点が当てられているようですが、木材消費量の増進と販売価格の上昇について、施策を立てて欲しい。ウッドショックで価格が上昇した時には、何もせずとも生産量が増えたので、再造林の計画など正しい手続きの伐採かチェックだけすれば自然と主伐・再造林の推進に繋がります。木材利用量の増加と価格上昇については難しいですが、検討して行かなければいけない課題だと思います。	市況は様々な要因が影響することから、市の施策のみによる価格向上は困難ですが、オクシズ材の認知度向上や木材消費量の増加については、公共建築物の木造化・木質化支援や木材利用を促進するための国の金融支援や静岡市オクシズ材活用促進事業補助金があり、これらを通じて木材使用量の増加を進めることで、価格の上昇にもつなげていきます。
74	森林づくりを支える社会について	概要版3章 方針のひとつに森林づくりは社会全体で支えるとあるように、森林づくりは全市民で取り組む必要があると思います。そのため、都市部に住む住民にとって森林がいかに自分たちの生活に必要なものであるか、公益的機能の重要性をこの計画の中でしっかり記載するようにしてください。	この計画を策定するための意見を聞く組織である「静岡市持続可能な森づくり研究会」の委員からも、水源に近い森林が下流域に住む皆さんの水源涵養や山地災害防止などの公益的機能を担っていることを、市民の皆さんに気にとめてほしいという意見がありました。森林の公益的機能の重要性に関する記載を追加しました。
75	森林づくりを支える社会について	オクシズ材として、川上から川下まで使おうとしているイメージは、市外の人間にも根付いています。 川上、川下に関わっている地域の会社と一緒に計画を作り上げて、同じ方向を向いて進めることができるような計画になれば、より価値のある計画になるのではないかと思います。	今後も川上から川下までの関係者で同じ方向を向いて計画を進められるよう、信頼関係を構築してまいります。
76	森林づくりを支える社会について	第2章につきまして 市の流域林については公益的機能維持は静岡市民はピンとくるかと思いますが、静岡市が下流域でない大井川上流部について、静岡市民にどう直接的な受益を示せるかは頭の隅に置いておくべきかと存じます。何らかの形で大井川流域の諸産業と静岡市との結びつきを示す物語を提示することはできるのかなと感じます。	大井川は、静岡市の井川地区の生活を支えるとともに、その主な流域である川根本町、島田市を含む8市2町の水源となっていることを念頭に、上流部の森林の適切な管理を推進してまいります。
77	森林づくりを支える社会について	第7章 計画の推進体制ですが、静岡市は4つの河川流域の森林を抱えており、うち、静岡市民に直接関係する安部川ほか3流域と、下流域が他の市町村となる大井川流域と分かれております。下流域の市町村の意見を強く考える必要はないかもしれませんが、例えば初期のリニア問題のような、静岡市と大井川流域との連絡不足による様々な齟齬を考えますと、大井川上流部の森林づくりには、連絡役またはオブザーバー的に大井川州域の市町村職員を囁ませたほうがよいのかと存じます。計画部には必要ないとお考えなのかもしれませんが、匂わせてはどうかと愚行致します。もしかしたら資金的協力も得られるかも。	大井川は、静岡市の井川地区の生活を支えるとともに、その主な流域である川根本町、島田市を含む8市2町の水源となっていることを念頭に、上流部の森林の適切な管理を推進してまいります。

番号	項目	ご意見	市の回答
78	森林づくりを支える社会について	43 森林の機能や現状に関して、若い世代にも危機感を抱いてもらうことが必要だと考えています。 環境イベント(オクシズ森林の市など)は人が集まり、また楽しみながら関心を持ってもらえるため続けていただきたいです。 学校教育で社会や総合授業などで扱うのかと思いますが、実際はそれらのことに限らず様々なことを学べる場所が森林だと信じています。 カリキュラムに森林の授業を増やしていただき、重要さと森林に関わる人の地位の向上、将来のフォレスター育成をお願いします。 パブリックコメントを寄せるひとは森林に関わっている方が多いかと思いますが、普段関わっていない人との接点を増やし横と縦の連携を将来的に計ることで安定した森林環境が保たれるかと思えます。	若い世代に森林・林業に対する興味・関心を持ってもらうことは、これからの森林づくりにおいて、とても重要なことであると考えています。 毎年11月の産業フェアで、林業体験コーナーやヒノキチッププールなどを出展し、オクシズ材と触れ合える場を提供しているほか、エスパルスの試合等でも森林の役割やオクシズ材の魅力を発信しています。 また、「出張林業教室」や「森林教室」では、森林や木材の魅力とそれに関わる仕事を紹介し、興味・関心を高める活動を行っています。 引き続き、森林づくりの普及啓発に取り組むとともに、効果的な手法を検討していきます。
79	森林づくりを支える社会について	・環境林と循環林に区分することで、市民にどのような良いことがあるのか分かりやすく教えてほしいです。また、循環林がどのように活性化されるのか、環境林はどのように保全されるのか、土砂災害防止や水源涵養などの公益的機能がどのように高まるのかを貨幣換算により示してほしいです。	「環境林」においては、公益的機能の高度発揮を目指し、「循環林」においては公益的機能に配慮した木材生産の支援を行います。このように森林を分類することで、森林の適切な管理が進み公益的機能が発揮され、市民が豊かな森林の恵みを楽しむことができるまちを目指します 効果の貨幣換算については、様々な条件下によって算出方法も異なりますが、その算出について検討していきます。
80	オクシズ材のPRについて	P47オクシズ材を利用した公共施設の計画をお願いしたい。	国の「建築物における木材の利用促進に関する基本方針」及び県の「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」に則して、本市は「静岡市建築物等における市産材等木材利用促進に関する基本方針」を定めています。 この方針に基づき、施設の所管と連携を図りながら、公共建築物への木材利用を推進していきます。
81	オクシズ材のPRについて	P43 森林を支える社会として目指す姿 住宅を建設する際にオクシズ材を活用する場合、市の補助制度があると聞きました。また、概要版第6章を見て、日本平夢テラスの展望回廊にオクシズ材が活用されていることを初めて知りました。市内の公共施設や民間施設はもっと積極的に、目立つ場所にオクシズ材を使用すべきであり、かつ、オクシズ材を使用していることをもっとPRする必要があると思えます。	本計画でも第6章6.3(2)にオクシズ材のPRを掲げております。市として、2023年に改定した「静岡市建築物等における市産材等木材利用促進に関する基本方針」に基づき、オクシズ材の活用を積極的に推進してまいります。
82	オクシズ材のPRについて	47ページ 以前、ぬくもりのある木造住宅を前面に押し出して宣伝していた地元工務店で戸建て住宅の契約をしましたが、使用する木材は市外の材料を使用するということでした。 せっかくなのでオクシズ材を使用して欲しかったのですが残念でした。 契約前からオクシズ材を使用してもらえる工務店などを市のホームページなどで知らせてもらえたらありがたいです。	本計画第2章2.3(2)図25のように、木材を建材として利用するまでの加工には複数の段階があり、大手の住宅メーカーではそれを一括加工することで原料コストを下げているため、施主が木材の産地・種類を選択できないケースが多くなっています。オクシズ材を利用した住宅建築実績のある工務店(オクシズ材取扱店)について、相手方の了承を得たうえで、ホームページ上で公表していきます。

番号	項目	ご意見	市の回答
83	オクシズ材のPRについて	第6章 森林づくりを社会全体で支える P47 気軽にオクシズ材に出会える場所として、内装などにオクシズ材が使われたお店「オクシズ材使用店」、またはオクシズ材の商品を購入できるお店、住宅や店舗を施工できる工務店「オクシズ材取扱店」を普及させてはどうでしょう。	「静岡市オクシズ材活用促進事業補助金」を活用した建てられた事務所や店舗等(オクシズ材使用店)については、相手方の了承が得られたうえで、ホームページ上で公表します。また、当該補助金を活用した住宅の建築に関わった工務店等(オクシズ材取扱店)の情報についても、同様に対応していきます。構造材以外のオクシズ材製品を購入できる店舗等(オクシズ材製品販売店)については、今後の取組の参考とさせていただきます。
84	オクシズ材のPRについて	P47 積極的なオクシズ材の利活用 オクシズ材というスギ・ヒノキの建材のイメージが強いですが、この計画に記載されているとおり、静岡市内で採れる木材全てがオクシズ材なのであれば、広葉樹を用いた家具なども、静岡市の森林と結び付けてPRしてよいのではないかと思います。市内の家具屋さんでは、様々な樹種のオクシズ材の家具をオーダーできることを、もっと多くの人に知ってほしいです。	広葉樹のオクシズ材の利活用促進については、流通量が少ないことが課題であると認識しています。まずは、樹種や材積、活用方法を把握するため、森林所有者や広葉樹を利用する製造業の方々へのヒアリングや他市町の事例調査を行い、今後の取組の参考とします。 また、本計画第6章6.3(2)において、オクシズ材構造材から独立しオクシズ材加工品についての項目を追加しました。
85	オクシズ材のPRについて	p39 循環林が目指す姿～p42 大いに期待する内容です。ありがとうございます。家具のまち静岡と言っている割に、静岡県産の家具は手に入らない現実を最近感じて残念に思っていたので、静岡で本格的な木材生産とオクシズ材等の活用が進んでくれることを期待します。旭川の家具製造業者は「この木の家具・北海道プロジェクト」として道産広葉樹転換を推進し、平均使用率が約8割を超えるという成果を出しているようです。(2014年3割からスタート)( <a href="http://asahikawa-kagu.or.jp/kokonoki/">http://asahikawa-kagu.or.jp/kokonoki/</a> ) そういった取り組みも参考にして、胸を張って「家具のまち しずおか」と言える日がきているうちに訪れてくれることを期待したいです。 今度静岡市清水庁舎が新しくなるかと思いますが、オクシズ材をふんだんに利用できる作りで検討してくれると、市民にとって大変価値のある庁舎になるのではないかと考えます。是非ご一考いただきたくよろしくお願いします。 また、p40集約化については、ぜひ山主対象に定期的な説明会を開いてもらえるとういのではないかと思います。現在親が小さな山主です。管理について頭を悩ませている小さな山主たちは沢山います。	広葉樹のオクシズ材の利活用促進については、流通量が少ないことが課題であると認識しています。まずは、樹種や材積、活用方法を把握するため、森林所有者や広葉樹を利用する製造業の方々へのヒアリングや他市町の事例調査を行い、今後の取組の参考とします。また、本計画第6章6.3(2)において、オクシズ材構造材から独立しオクシズ材加工品についての項目を追加しました。 小規模森林の所有者様の不安解消については、連絡会等の活用を検討してまいります。
86	オクシズ材のPRについて	P47「(2)積極的なオクシズ材の利活用」のうち「③森林認証の取得拡大」 オクシズ材の利活用の項目なので、森林認証の取得拡大に加え、森林認証材の利活用の拡大に関する取組も記載いただきたい。	静岡市ではオクシズ材を使った建物づくりを支援するために「静岡市オクシズ材活用推進事業補助金」を設けています。そのなかで、森林認証材の利活用拡大に向け、補助単価の上乗せや上限を増額しております。この事業内容について、計画へ項目を追加しました。

番号	項目	ご意見	市の回答
87	オクシズ材のPRについて	<p>【意見・提案：五輪レガシー材の戦略的活用と「市民参画型メンテナンス」の導入】</p> <p>1. 趣旨：五輪レガシー材の有効活用 東京オリンピック・パラリンピックで使用されたレガシー材（静岡市産材を含む）の活用を、本計画の「利用促進」および「ブランド化」の象徴的事業として位置づけてください。</p> <p>具体的な活用場所：常盤公園の屋根付きベンチや、呉服町・七間町などの中心市街地のストリートファニチャー（憩いの場）への再配置を提案します。</p> <p>背景：かつて街中に設置された「ハニカムスクエア」は市民に親しまれましたが、撤去を惜しむ声もありました。歴史的意義のあるレガシー材を再利用することは、エンカル消費を推進する静岡市の姿勢を象徴するものとなります。</p> <p>2. 「モノ」から「コト」へ：市民参加型メンテナンスの仕組みづくり 前例の課題（腐朽や維持管理）を解決するため、設置して終わりではなく、市民が管理プロセスに関わる「関係人口創出型」の維持管理を提案します。</p> <p>内容：塗装の塗り替えや微補修を、ワークショップ形式で市民・学生・周辺店舗が共同で行う仕組みを導入してください。「自分たちの居場所を自分たちで守る」体験を通じ、木材への理解を深めるとともに、年月とともに深まる「木の風合い」をポジティブに捉える文化を醸成します。</p> <p>効果：行政の維持管理コストの軽減につながるだけでなく、利用者が施設に対して強い愛着（シビックプライド）を持つ「コト」の創出に繋がります。</p> <p>3. 期待する効果 五輪レガシー材という「強いストーリー」に、「市民の手入れ」という「新たな物語」を掛け合わせることで、静岡市の森林資源の価値を多角的に発信できます。これは「市民参加の森林づくり」と「木材産業の活性化」が交差する、本計画のモデルケースになり得ると考えます。</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピック選手村の建築用資材として提供し、大会終了後に本市に返還されたレガシー材については、葵区役所授乳スペースの木質化（令和6年度事業）に活用しました。木の温かみを感じられるスペースとなり、また、外壁にイラストを取り入れたことによって、視認性が向上し、利用しやすいものことができました。</p> <p>未活用のレガシー材は市内製材事業者の協力のもと保管しています。商業を目的とした施設では活用できないため、今後は、公共施設を管理する所属と連携を図りながら、より多くの人の目に触れる施設での効果的な活用を検討します。</p>

番号	項目	ご意見	市の回答
88	オクシズ材関連事業について	<p>【意見・評価：オクシズ材活用促進事業（補助金制度）の拡充について】</p> <p>該当項目：林業・木材産業の持続的な発展 / オクシズ材（市産材）の利用促進とブランド化</p> <p>意見・評価： 今年度より更新された「オクシズ材活用促進事業」の補助金制度について、現場の実態に即した柔軟な制度設計となったことを高く評価し、継続・さらなる発展を希望します。</p> <p>具体的な評価ポイント： 特に、静岡市内に拠点を置く施工業者が手掛ける物件であれば、市外（隣接市町など）での建築であってもオクシズ材の使用が補助対象となったことは、非常に画期的であり、大きな成果につながっています。</p> <p>現場からの声： 「地産地消の家づくり」に共感してくださる施主様は、行政区を越えて存在します。この制度改定により、市外にお住まいの施主様に対しても、自信を持ってオクシズ材の魅力を提案し、選んでいただく機会が飛躍的に増えました。静岡市の木材を市外へ「輸出」し、その良さを広める強力な後押しとなっています。</p> <p>今後の期待： このように「静岡市の木を使う価値」を、居住地を問わず広げられる仕組みは、オクシズ材の需要拡大と供給側の意欲向上に直結します。今後も現場のニーズを汲み取った柔軟な支援体制を維持していただくことを強く望みます。</p>	<p>令和7年度に新設した「静岡市オクシズ材活用促進事業補助金」は、オクシズ材の利活用促進のため、市外建築も補助対象としています。</p> <p>本補助事業について、今後も利用者や関係者の声を聞き取り、オクシズ材のさらなる利活用促進に向け、取り組んでいきます。</p>
89	オクシズ材関連事業について	<p>環境譲与税の使い道について</p> <p>静岡の木を使った家具作りや販売への補助。木に触れるので市民に木の良さを感じてもらいやすい。オクシズ材で家を建てる人に使ってもらえる仕組み。</p>	<p>「静岡市オクシズ材活用促進事業補助金」では、住宅・非住宅の新築やリフォーム等における、構造材や仕上げ材としてのオクシズ材利用を補助対象としていますが、家具は対象外となっています。</p> <p>家具への補助については、関係者へのヒアリングや他市町の補助制度等を参考にニーズを把握し、検討していきます。</p>
90	オクシズ材関連事業について	<p>本編42ページ木材の情報共有システム</p> <p>建材に使用できる樹木には様々な種類があると思います。スギやヒノキに限らず広葉樹を含めたオクシズ材の使用例（建材に限らず）を調査し、その情報をシステム内に掲載して広くPRするとともに、どこで入手できるのかなどの情報も合わせて管理できるといいと思います。</p> <p>また、木材は、伐採後に乾燥などの工程が必要になり、伐採してすぐに使用することはできないと思いますので、製品として使用できるまでの期間などの情報もあったらいいと思います</p>	<p>現状ではスギやヒノキといった針葉樹がオクシズ材として住宅の構造材に多く利用されていますが、多種多様な広葉樹のオクシズ材も家具などに利用されています。製品として加工するまでの乾燥期間は、針葉樹では2～3週間が必要であると製材事業者の方から聞いています。現在、川上である森林所有者から川中・川下である製材所や工務店の間で木材の情報共有システムを構築し、原料・加工・製品までを迅速に管理できるシステムを作成中です。一般の方にはこのシステムをご利用いただけませんが、製品情報等を、市HPで確認できるようにしたいと考えています。</p>

番号	項目	ご意見	市の回答
91	オクシズ材関連事業について	<p>木材を扱う仕事をしています。コロナ以降、円安、世界的な木材不足により、木材価格が上昇しております。しかし地元の針葉樹は、それほど高騰していないのが現状です。</p> <p>円高や海外木材の入手を考えると、国産材に転換していこうという機運は高まっております。しかしながら供給という面では、国産材はかつての海外産木材より素性が悪く(曲がり、細い、節が多い)扱いづらいのが現状です。</p> <p>静岡市の事業者として、なるべくオクシズ材を使うようにしていますが、ブランド材と比べるとどうしてもネームバリューや知名度が低く苦しい部分があります。また、出荷される木材も年々小径化し、節の少ない良質なものが減っていて、森林に伐られていない木材がたくさんあると言うけれど、伐ることのできる木材はなくなってしまっているのではないかと不安です。市場に流通しているものは杉、桧等の針葉樹ばかりですが、家具や内装材に必要なのは広葉樹です。「木材の情報共有システム構築」により、良質な木材、特に広葉樹材を入手できるようになるとありがたいです。</p> <p>現在、家具や内装材など、人の目に見える「木材」の多くが木目を印刷したプリント材になってしまっています。社会全体で森林づくりを支えていくためにも、消費者には見せかけのものではなく「本物」を使っただけ、天然木の素晴らしい価値、性能を理解してもらいたいと思います。</p> <p>戦後80年、その頃植林した杉、桧が大きくなっております。静岡は、急斜面で木材を運びづらく大変です。そして売値も安く運び出すのに足が出るのが現状です。杉や桧はおじいさんが植えて、孫の代でようやくお金に変わるものですが、早生広葉樹であれば、植えた当人にお金が入るようになり、森林の荒廃を防ぐことができると思います。</p> <p>業界としては、林野庁？に未利用早生(そうせい)広葉樹(コナラ、ハンノキ、ゆりの木、チャンチン、センダンの5種類)の植林を提案しております。</p> <p>(あまり使われていない木材=未利用、2~30年で大きくなる=早生 という意味です)</p>	<p>市民の皆様だけでなく、市外の皆様にも、様々な場面でオクシズ材のぬくもりに触れていただくため、安定供給できる体制づくりを推進していきます。特に広葉樹に関しては、針葉樹材よりも流通量が少ないこともあり、これまでオクシズ材としての言及が不足していましたが、今後は情報共有システムを通じて、基調で良質な木材の適切な活用を推進していきます。</p> <p>早生広葉樹ですべての木材需要を満たすことはできませんが、適材適所、適地適木の考え方で、早生広葉樹の利点を生かした活用をしていけるよう、検討してまいります。</p>
92	オクシズ材関連事業について	<p>3. 施策の柱: 林業・木材産業の持続的な発展について</p> <p>【意見・提案5: 供給体制の透明化と供給力の強化】</p> <p>「木材が足りない」という現場の声と「供給できている」という組織側の認識の乖離を解消し、流通のブラックボックスを改善することを求めます。</p> <p>内容: 消費者側ではエンカルな地域材への需要が確実に高まっています。この機を逃さず「足りないからもっと伐ろう、育てよう」と産業全体を盛り上げるためにも、川上(生産者)が赤字にならない適正な価格形成と、安定供給に向けた流通構造の再構築を強く望みます。林道の維持管理は、安全な木材供給とツアー等の市民交流の両面において死活問題であるため、最優先事項として継続してください。</p>	<p>連絡会等を通じ、木材産業の川上から川下までで情報を共有し、信頼関係を構築することで、認識の乖離を解消し、よりよい森林づくり、木材利用の拡大を推進してまいります。林道整備は県や市が既存路網の維持管理の考え方を整理し、必要性・効果・災害リスク等を勘案して行っています。今後も関係者と連携しながら整備の優先度を検討し、対応していきます。</p>

番号	項目	ご意見	市の回答
93	オクシズ材関連事業について	<p>P47 オクシズ材の積極的な利活用</p> <p>我が家を10年ほど前に新築した際、事情により躯体は非木造でしたが、内装にはこだわって木材を多く使いました。こちらが建具店(市内)や無垢フローリング業者(市外)を最初に指定してしまったからかもしれませんが、設計・建設業者から「オクシズ材の活用」についての提案はいっさいありませんでした。木造住宅の工務店はオクシズ材活用に積極的な会社が多いように思いますが、分譲マンションや大手のプレハブ住宅を含めた非木造住宅でも、内装にオクシズ材を活用できるような環境になってほしいです。市レベルでは難しいと思いますが、地域のゼネコンによるオクシズ材活用や、全国規模のハウスメーカーによる木材の地産地消について、ノルマを作るなど、働きかけてはいかがでしょうか。</p>	<p>現行の制度設計では、非木造(鉄骨造や鉄筋コンクリート造など)の住宅新築時の内装材へのオクシズ材利用は、「静岡市オクシズ材活用促進事業補助金」の対象外ですが、リフォーム時の内装材へのオクシズ材利用は、補助対象となります。補助内容については、ニーズ等を踏まえながら、よりよい制度になるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、市内の事業者にもオクシズ材使用のノルマを課すことは考えていませんが、オクシズ材の利用拡大を図るには、大規模施設を建設できるゼネコン等への働きかけは重要だと考えています。多様な建築物へのオクシズ材の利用拡大に向けた取組を検討していきます。</p>

番号	項目	ご意見	市の回答
94	オクシズ材関連事業について	<p>【P39 3行目】 「「育て」「伐り」「使い」「植える」」</p> <p>【意見内容】 「使い」の部分で、木材の情報共有システム以外の記述が見当たりません。次に来るのは市民への普及啓発による市民意識の醸成だけになっています。 なぜ、山が管理されないか、本当のボトルネックはどこなのか。それは搬出するコストと買ってくれる金額が見合わないからです。搬出コストを抑える取組みは提案型集約化施策(団地化、機械化、路網整備等)により利用間伐が進み過去からすればかなりのコスト削減が図られました。 しかし、まだまだ外材などの取引価格には及ばない差額を補助金で穴埋めしているのが現状です。補助金は麻薬と同じですが、現状のまま補助金を無くせば循環林は全て環境林に流れ公的負担が更に増えてしまいます。 利益を残すために、搬出などの費用を圧縮する努力は継続すべきですが、補助金を減らすためには買い取り価格を高める方が最も効果的です。 儲ければ誰でも伐ります。そうすれば、A材からB、C材まで全て供給されます。そうはいつでも、人口減少に伴い住宅着工戸数が減少する中、地元木材などは使わない大手住宅メーカーはシェアを高める戦略をとり、益々地域の木材需要は縮小します。 今までの戸建て住宅への安価な構造材供給を主とした流れだけに頼ったままでは、船が滝つぼに落ちるのを待つだけに等しいといえます。 既存の戸建て住宅の構造材をターゲットとする薄利多売方式は、成長量が少なく、人件費も高い静岡市には向きません。 森林を管理していくという非常に長い期間を考えれば、新たなマーケットを見つけるしかありません。今こそ既存の方向を見直す時期です。 静岡市の立地を活かし、首都圏で需要の高い、高層のマンション、オフィス、ホテルなどの内装材に使用してもらえる高付加価値の新たな(大理石と戦える)商材を開発すべきと考えます。 幸いにも、国の森林環境贈与税は下流側の製品開発にも使えます。それを財源として、新商品開発に関する公募事業を立ち上げ、新たな商材開発を推進することを並行して考えていただきたいと思います。 更には、オクシズの内装材を使った企業(もしくは、建築平米に応じて使用料を規定などまで出来れば完璧)へのインセンティブも併せて盛り込むことでその流れも加速できると考えます。</p>	<p>本計画の作成にあたり、木材産業の川上から川下までの様々な関係者に意見聴取を行いました。オクシズ材の消費拡大と価格向上は極めて難しい課題でした。今後は県職員も含めた関係者が意見やアイデアを共有する機会づくりにさらに力を入れ、信頼関係を構築し、新たな商流の開拓を視野に入れた森林づくりを推進してまいります。なお、計画の記載について、目的・実効性・関係者の役割分担が伝わるよう整理しました。</p>
95	オクシズ材関連事業について	<p>【5章】 木材生産の低コスト化は記述の通り進めていただきたいが、機械の価格や人件費の高騰があって厳しい現況が続くと予想される。そこで「木材や森林から算出される資源を高く売る」という視点が求められると考えます。木材輸出や生物資源などの可能性を求めている。そのためには、市独自では限界があるので、県と人材交流を進めてたり、多方面と情報交換をして欲しい。</p>	<p>木材価格は為替や国際情勢、輸入材の市況など様々な要因が関係することから、市の施策で木材価格を上昇させることは極めて困難と考えています。他方、木材消費量の増加については、公共建築物の木造化・木質化支援や木材利用を促進するための金融支援など国の支援があることに加え、市でも静岡市オクシズ材活用促進事業補助金の制度があります。これらを通じて木材使用の増加を図ります。今後は県職員も含めた関係者が意見やアイデアを共有する機会づくりにさらに力を入れ、信頼関係を構築し、新たな商流の開拓を視野に入れた森林づくりを推進してまいります。</p>

番号	項目	ご意見	市の回答
96	オクシズ材関連事業について	P47 市内全域の森林から伐り出した木材をオクシズ材とするなら、選別などをせずにオクシズ材のヒノキやスギの建材が非常に良質というのは難しいことが予想されます。データ収集し、科学的な根拠を得た上で、良質と周知すべきだと思います。私は地産地消や環境と経済を両立しながら生産した材ということに意味があると思います。	オクシズ材の優位性の科学的根拠についてはご指摘の通りですので、データ収集について検討します。材質だけでなく、地産地消による環境負荷の低減や地域内経済循環の推進、地域への関心向上への寄与等にも着目し、利活用を推進します。
97	オクシズ材関連事業について	1. 施策の柱: オクシズ材(市産材)の利用促進とブランド化について 【意見・提案1: ウッドスタート宣言の推進と「木育」の充実】 静岡市として「ウッドスタート宣言」を行い、誕生祝い品として良質な市産材の木のおもちゃを贈る事業を提案します。 内容: 単に製品を配るだけでなく、開発プロセスに学生や現役の子育て世代(母親・父親双方)を巻き込むことで、地域への愛着や「関係人口」の創出につなげてください。五感で木に触れる体験を幼少期から提供することは、将来の地産地消の担い手を育てることに直結します。 財源の活用: これらの事業に「静岡市森林環境譲与税」を積極的に活用することを望みます。	市が森林環境譲与税を活用して設けているオクシズ材とふれあう機会としては、林業体験や木のおもちゃコーナーのイベントへの出展や出張林業教室があります。譲与税事業以外にもイベントへの出展があるほか、オクシズ材の積み木「シズレンガ」については、各種イベントへの貸し出しも行ってあります。 常設のふれあいの場としては、駿府匠宿、オクシズパーク等があります。 今後も、オクシズ材とふれあう機会の拡大に向けた取り組みを行っていきます。
98	オクシズ材関連事業について	1. 施策の柱: オクシズ材(市産材)の利用促進とブランド化について 【意見・提案2: 子どもの日常における「木のある環境」の整備】 「子どものあそびば・まなびば ビバしみず」での「森の積み木広場」の活動を通じ、木のおもちゃが子どもの集中力を高め、保護者の満足度を向上させることを実感しています。 内容: 公共施設や民間の遊び場において、市産材の大型遊具やおもちゃの導入支援を強化してください。高価で家庭では導入しにくい良質な木製品に日常的に触れられる場を増やすことが、オクシズ材のブランド化に寄与します。市内企業が山梨の木を使ってのおもちゃの開発をされていますが、オクシズ材での木製おもちゃの制作も可能と伺っています。 静岡市中山間地振興課(現森林経営管理課)の事業で「子どものあそびば・まなびば ビバしみず」に設置された、オクシズ材を活用して作られた授乳室のおかげで、海の街のイメージがある清水という拠点にありながらも、森のイメージ、木のおもちゃ、木製品、オクシズというイメージが定着しています。森と海は恋人ともいう通り、密接なつながりがあります。持続可能な社会には、循環が必要です。子育てというキーワードを軸に、利用促進とブランド化は大いに図れるのではないかと考えています。	こどものあそびば等に、オクシズ材とふれあう玩具を設置することは重要であると考え、「子どものあそびばまなびば ビバ清水」のほか、「まちのおよこ広場 ハレバレ」にも設置しています。 常設のあそびばのほか、産業フェア、TGC、エスパルスホームゲームへの出展や、市以外の主催によるイベントへの「シズレンガ」の貸し出しなども行い、子どもたちがオクシズ材に触れ合う機会を提供しております。 オクシズ材製品を取り扱う店舗の紹介も含め、子どもたちがオクシズ材とふれあう機会の拡大に向けた取り組みを行っていきます。
99	森林の観光活用について	2. 施策の柱: 市民参加の森林づくりと交流の推進について 【意見・提案4: 森林環境譲与税を活用した新ジャンルの活動支援(MTB等)】 手入れが困難な私有林の活用策として、マウンテンバイク(MTB)などのアウトドアスポーツ拠点の整備を提案します。 内容: プロのような専門人材や、自主的にコース整備を行う市民・林業家を市が公的にバックアップしてください。本格的な練習場所の整備は、関係人口の拡大だけでなく、観光・移住促進の強力なコンテンツになります。	これまでも、水見色や井川でトレイルランニングの大会が開催されるなど、森林を活用したアウトドアスポーツが行われてきました。ご意見の森林の公益的機能の発揮につながる観光利用について、今後の取り組みの参考とさせていただきます。

番号	項目	ご意見	市の回答
100	森林の観光活用について	<p>2. 施策の柱：市民参加の森林づくりと交流の推進について  <b>【意見・提案3：産官学連携による「戦略的森林ツアー」の実施】</b>  現在、民間(アトリエサクラ等)や「ま・あ・る」との連携で行っている森林ツアーは、地産地消の価値を伝え、移住・定住のきっかけを作る場として着実な成果を上げています。  内容：観光、インバウンド、移住促進部署と連携し、林業体験を軸とした「静岡市ならではの極上ツアー」を事業化してください。アクセスの良い慈悲尾などの森林を拠点に活用することで、林業を「木を育てる」だけでなく「新たなサービスを生む」産業へと拡張できると考えます。  連携：「野外保育ゆたか」のような森のようちえんとも連携し、全世代が森林に関わる仕組みを構築してください。</p>	<p>観光、清水港振興、移住促進の所管と共有させていただき、全世代の市民の皆様の森林づくりに対する意識醸成を図っていきます。</p>
101	担い手確保について	<p>・「公益的な働きを優先して整備する森(環境林)」に対して、森林環境譲与税を毎年どのくらい使い、どのくらい整備できるのか、全ての環境林を整えるのに何年かかるのかを教えてください。また、そのために必要な働く人をどうやって確保するのか、税をどのくらい使えば公益的な効果がどのくらい改善されたのか、分かりやすく示してほしいです。</p>	<p>第3章第4節(3)において、針葉樹人工林約2.83万haについて、森林簿や林道等の情報を元に環境林と区分しました。この約2.83万haで間伐を行う場合、標準的な間伐費用約40万円/haをもとに、総額約100億円と試算できます。しかし、実際は循環林として施業している森林や、整備の必要が無い森林などもあり、今後環境林として整備する森林ばかりではありません。まずは、環境林として整備する必要がある森林がどこにどの程度あるか、調査を行ったうえで、今後の環境林管理を計画していきます。  また、担い手の確保(維持)については、県や山林協会を含めた木材産業関係者と連携しながら取り組みを進めてまいります(第6章)。</p>
102	担い手確保について	<p>この先25年の山々  森林を造成(植林)するためには、林道を整備しなくてはなりません。林道を通すことは山をだめにする事にもつながります。また森林を維持するのも破壊するのも人間です。自然災害は別ですが？  環境林も循環林も必要です。「生物多様性保全」は管理も必要です。  今は高齢化が進みこの山々も荒れています。出来れば元の古の山にもどしたくても人がいません。  これから先市長は予算を切り詰めていくと聞いています。森林環境税が有効に使われていればもう少し上げてもいいと思います。人材ですが、これから先もっと減っていき、2050年には53万人と言われていています。今何かをしようとしても遅すぎます。でも何か手を打たなければ今以上にひどい山々になります。</p>	<p>令和元年度から森林環境譲与税が始まり、令和6年度から森林環境税を市民の皆様から頂いております。これを有効に使うことが市に求められています。「何か手を打たなければ今以上にひどい山々になる」という背景から、本計画を作成しました。計画に則しつつ、市民の皆様からもご意見を頂きながら、順応的に森林づくりを進めてまいります。</p>
103	担い手確保について	<p>P48 担い手の確保。  新規就業の確保、定着率の向上が課題だと思います。  小学生への林業教室だけではなく、中高生、実際に就職を考える年代への林業の関心向上とともに、  労働環境や労働条件の向上が出来るように支援していかないと、就業者の確保は難しいと思います。  支援体制の強化をお願いします。</p>	<p>中学・高校に対しても、林業教室の活用を働きかけてまいります。また、連絡会等を通じて現場の声を聞きつつ、静岡県立農林環境専門職大学等と連携し、森林づくりの担い手確保や、森林づくりに携わる方々への学び直しの機会提供等に取り組んでまいります。</p>

番号	項目	ご意見	市の回答
104	担い手確保について	<p>48ページ            林業従事者の平均的賃金が上がらなければ人材は減る一方。            ⇒中山間地域の人口減少は止めることは不可能に近い            ⇒市街地から林業に従事してもらう為には生活水準から考えて、今の林業の賃金では生活できない            ⇒環境の為に自身や家族の生活水準を下げてまで働く人はいない</p>	<p>林業従事者の賃金水準の向上は重要な課題であり、持続的に担い手を確保するためには、やりがいや社会的意義だけでなく安定した所得の確保が前提であると考えています。本計画で掲げる「主伐・再造林の推進」や「循環林の確保」は、単に森林整備を進めるためだけでなく、素材生産量の安定化や付加価値向上を通じて、林業経営の収益性を高めることも目的としています。            また、労働安全対策や資格取得支援、機械化の推進などにより、生産性の向上と労働環境の改善を図ることで、所得向上につながる経営基盤の強化を目指します。</p>
105	担い手確保について	<p>【P48 新規就労者の確保支援】            賛成です。安定した長期的な森林管理のためには、「次世代の担い手づくり」が重要であると考えます。県内には、競合先として地理的条件に恵まれた地域や伝統的な林業地域があることから、静岡市の特色を活かした支援事業の検討をお願いします。</p>	<p>担い手の確保・育成は重要課題であり、本計画では関係機関との連携、就業促進、研修機会の確保、安全対策、職場環境の改善等の支援について記載しました。現場の声を聞きながら、本市の森林づくりの魅力を磨き、広めていきたいと考えております。</p>
106	担い手育成について	<p>環境林・循環林のすみ分けをするのであれば環境林の場所は手入れが難しく困難な場所だと想像します。            そのような仕事は、森林組合を頼っていただきたいです。ただ、森林組合も静岡市に3組合ありお互いの管轄する場所での仕事を優先しますので今後のことを考え一市一組合を目指していけるよう合併という考えを行政の立場から提案してほしい。             あと、静岡県の「森の力事業」がありますが、この静岡市版をつくってほしい(これからはじまるであろう美しい森づくり?)            また、いきいき間伐で再委託が禁止でしたが、人数が限られている中作業をしますので請負事業体のノウハウもとりいれ事業を進めていきたいので再委託禁止をやめていただきたいです。</p>	<p>各地域と行政(県市)のフォレスターが連携して森林づくりに取り組むという県のスキームにおいても、地域での長年の活動に基づく幅広い情報網を持つ森林組合に期待しております。合併については、行政が導くものではありませんが、連絡会など意見交換できる場を作っていきます。            再委託については市のルールに則り引き続き対応していきます。</p>

番号	項目	ご意見	市の回答
107	担い手育成について	<p>【P33 10行目から】 「～市が森林所有者から森林の管理権を取得し、～森林の管理方法を定めた集積計画を策定します。～市が、当該計画にもとづき環境林管理を実施します。～環境林管理によって収益が生じた場合には管理費用に充当し～」 【意見内容】 森林管理方法を定めた集積計画の内容がわかりませんが、本当に実施できる計画の策定にはプロの知識と経験が必要になります。非常に失礼な言い方で恐縮ですが、市には林業のプロパー職員がほとんどいないと理解しています。仮に県の林業職員や森林組合や林業事業体職員でも、環境林への誘導計画となるとその対象森林に足しげく通うなり、その地域の状況に精通した方に教えていただくなどしなければできません。 一律に現地を知らない役人が決めて進めてしまうと、山が崩壊するなど後でたいへんなことになります。(実際そういう山は沢山ありました) 先にもご提案したように、地域の山の状況を知っていて(あそこの尾根は風道なので高木には不適とか、あそこは水が噴くからドロノキしか育たないとか、あそこは土が浅いので広葉樹しかだめだとか)どこに道を入れるべきか、または入れたいいけないなど地域の山に応じて判断できる人材(昔は山番さんがいましたが)を育てる仕組みを併せて整えるべきと考えます。 候補となる人材は、林業家や事業体、組合職員の中にも居ます。給料は、まる抱えではなく、その業務に従事している日数で支払う方法(林業普及員なども同じ)もあります。 最終的には所有者の同意は勿論ですが、行政だけで一律に決めてしまうのではなく、地域の森は地域で守る仕組みも含めて具体的な対応の検討をお願いいたします。</p>	<p>本計画では、所有者や林業事業体による経営ができないが防災上特に重要な森林について、市が集積計画を作成することとしています。ご指摘の通り、集積計画の作成は市職員だけでできるものではありませんので、専門業者や県山林協会の森林整備アドバイザー支援制度等を活用し、専門的な助言を得ながら進めていく予定です。どこの林業経営体にどのような人材がいるのか、県が調査・把握している林業従事者情報を共有させていただき、各地域の森林が最大限に公益的機能を発揮できるよう、森林づくりを進めてまいります。</p>
108	担い手育成について	<p>P18P48担い手に3年間は手厚い補助がでているがその後はない環境譲与税などで5～6年続くとありがたい。</p>	<p>連絡会等を通じて現場の声を聞きつつ、静岡県立農林環境専門職大学等の教育機関と連携しながら、森林づくりに携わる方々への学び直しの機会提供に取り組んでまいります。</p>
109	担い手育成について	<p>P48。林業従事者数が圧倒的に少ないので、新規就業者の確保支援をしていただくのはありがたいですが、他の業種と比べて労災発生率が高い林業ですので、静岡市でも安全指導ができるような体制を取っていただきたい。</p>	<p>連絡会等を通じて現場の声を聞きつつ、静岡県立農林環境専門職大学等の教育機関と連携しながら、安全指導の充実に取り組んでまいります。</p>
110	担い手育成について	<p>p.48- ”担い手”対策について 林業界では現場労働力不足解消と定着が優先度として高いようで、育成支援の中心は現場技能者です。 人手不足や安全確保といった課題が見えやすいから焦点があたりやすいのでしょうか。</p>	<p>どこの林業経営体にどのような人材がいるのか、県が調査・把握している林業従事者情報を共有させていただき、連絡会等を通じて現場の声を聞きながら、効果的に支援できるよう取り組んでまいります。</p>

番号	項目	ご意見	市の回答
111	担い手育成について	<p>第6章につきまして 担い手の育成についてですが、現在国及び県が強く推し進めている緑の雇用政策は、もとより雇用対策から端を発しているため、林業認定事業者(主として森林組合や出材をメインに事業展開できるエリアの事業者)に限定された育成プランとなっております。このため静岡市内で特定エリアでの森林復旧事業を計画しても、彼らの事業範囲外の場合(距離が理由かもしれませんが、素材生産を優先したいため断る可能性もあります。)森林施業が滞る可能性が危惧されます。さらに奥能登の地震水害復旧の際の伐倒作業では、現在においても(伐倒者が足りないため)復旧できずにある山林だらけだ(組合長がおっしゃっていましたが、自分たちは素材生産をしたいのに人手がとられてしまっている。素材生産が停滞したままとなると懸念しておりました。)ということで、静岡市におきましても、各種災害に対応する際の伐倒や災害木処理者の確保が、上記緑の雇用とは別の視点で必要かと考えます。静岡市で、通常時および災害復旧時にどのくらいの伐倒作業(者)が必要となるかを試算し、その人数が足りないのであれば、認定でない事業者の伐採者の育成ももちろんですが、普段は別の仕事をしているが、いざというとき、伐倒はともかく倒れた材の処理を安全にできる倒木処理資格者(予備役みたいなものでしょうか)のような人材が必要ではないかと考えます。ということで、静岡市自身での作業員育成プラン(認定事業者以外の伐倒者が安全に作業できるようにするための育成パッケージ)があってもいいのかなと存じます。</p>	<p>災害の際の市街地の街路樹や公園の倒木等については、造園事業者の協力を得る緊急配備の計画があります。山間部については、中長期的な復旧となりますが、そのための体制づくりはできておりません。今後の課題の一つとして、検討してまいります。</p>
112	担い手育成について	<p>森林環境譲与税の用途について(p.33,p.41,p.63)  p.33 行政による環境林管理  p.41 循環林作業における林業機械購入  p.63 ①森林整備、②普及啓発・担い手確保、③木材利用  譲与税の用途に関する記載は上記のようになっていますが、人材育成の部分について提案です。  林業作業や先端技術の取り入れも必要ですが、もっと基礎的な林学を習得した人材が必要だと思います。農林大や林学系大学卒業者が活躍できる場や実務者のスキルアップ講座なども検討できないでしょうか？</p>	<p>現場の声を聞きつつ、静岡県立農林環境専門職大学等の教育機関と連携しながら、森林づくりに携わる方々への学び直しの機会提供に取り組んでまいります。</p>
113	担い手育成について	<p>p.19の表3  森林施業プランナーを載せるといい。都道府県ごとの名簿が公開されているので、静岡県内の資格保持者数はわかる。</p>	<p>森林施業プランナーについて追加させていただきました。</p>
114	担い手育成について	<p>三保松原で行っていたような、高校生や大学生が対象の研究や活動の発表会を森林という広い括りのなかで、復活させていただきたいです。  ・若者の活動が有識者や住民の関係のバツファとなり、交流が盛んにおこなわれる。⇒専門的な知見が現場と繋がりがやすくなる。  ・若者が地域の良さや課題に気づききっかけになる。  などなど  研究や活動の発表は、将来的に大きな効果をもたらすと思う。  発表会の継続にあたり、予算の確保が難しい場合は、法人を共催や協賛で巻き込むのがよいと思う。</p>	<p>若い方々の森林への意識や関心の向上は重要な課題の一つと捉えています。本計画の「市民意識の醸成」で記載の通り、若い方々向けにSNSでの発信も進めているところで、また、将来の担い手育成だけでなく、新鮮なアイデアをいただくためにも、若い方々が参加しやすい、アイデアや活動、調査成果の発表の場づくりについて、企業との連携の可能性も含めて検討してまいります。</p>

番号	項目	ご意見	市の回答
115	その他のご意見	P0 読み仮名をつけないと正しく読めないタイトルはよくないと思います。静岡市森林基本計画、静岡市森づくり基本計画	本計画の名称に「森林(もり)」と読み仮名を付しているのは、これまで本市が実施してきた関連施策やイベント等において、「森林」を「もり」と読ませる表記を継続して用いてきた経緯を踏まえたものです。 「森林」という言葉は制度的・行政的な概念を示す一方で、「もり」という読みには、市民一人ひとりの暮らしや文化、自然への親しみを含んだ広がりのある意味を込めています。本計画は、単なる森林整備計画ではなく、市民・事業者・行政が連携して未来の森を育てていく方向性を示すものです。その理念を表現するため、あえて「森林(もり)」としています。
116	その他のご意見	【該当箇所】 第3章 森林づくりの将来像(環境林・循環林の区分)および、計画全体について 【意見の要旨】 利便性が高く地形が平坦な森林については、一律に森林として維持するのではなく、産業用地(工場誘致等)への転用を柔軟に検討すべきである。 【意見の理由】 1. 立地特性の有効活用: 清水いはらIC周辺のように、高速道路のインターチェンジに近く、かつ地形がなだらかなエリアは、産業拠点としてのポテンシャルが非常に高い。こうした場所を「環境林」や「循環林」として固定するのではなく、市の経済活性化のための用地として活用する視点が必要ではないか。 2. 土地利用の最適化: 静岡市は市域の76%が森林であるが、そのすべてを森林として維持・管理するには多大なコスト(公費)がかかる。経済的価値を生む可能性のある土地については、森林以外の用途に転換することで、税収の増加や雇用の創出につなげ、その利益を他の重要な森林(防災上重要な箇所など)の整備に充てるという循環も検討すべきである。 3. 計画への柔軟性の持たせ方: 本計画で示されている「環境林」「循環林」の2区分に加え、将来的な都市開発や産業振興の観点から「土地利用転換を検討する区域」などの項目を設け、周辺のインフラ整備状況に応じた柔軟な運用を認めるべきだと考える。	森林から産業用地への転用はご指摘の通りと思います。一方で、5条森林となっている森林は森林法により伐採や開発行為に制限が設けられ、届出や許可が必要です。加えて、森林の多くは私有林となっており、森林所有者の意向が最も優先されます。このような条件下ではありますが、前述の通り、産業用地の確保は市としても重要視しているところから、現況が森林である土地についても、産業振興や都市開発などの必要性が生じた場合は、周辺環境なども鑑みて森林所有者や事業提案者、関係部署、市民の皆様と総合的な土地利用を検討してまいります。
117	その他のご意見	P29 経営計画の無い人工林を環境林と循環林に分けるとの事ですが、現在担い手不足が深刻している中で、経営計画の有る人工林の維持も大変だと思います。  その中で新たに設定した環境林と循環林の管理・整備の事業の割合をどう設定し行っていくのでしょうか？	森林経営計画が策定されている森林については、引き続き計画策定者が主体となって管理を行うことが基本であり、国・県・市の補助制度等を活用しながら持続的な経営を図っていただくものと考えています。 一方、本計画の環境林・循環林の市による区分は、市全体の森林の概況を示し今後の森林づくりについて検討するために示したものです。実際の分類は、森林所有者や林業経営体に経営管理の意思があるかどうかを踏まえて決定される予定です。 担い手を確保できる森林については循環林として経営を継続し、担い手が確保できない森林のうち、特に公益的機能の発揮が求められる森林について、環境林として市が補完的に整備を行うという考え方です。 したがって、事業の割合をあらかじめ固定するのではなく、担い手の状況や優先度を踏まえながら段階的に対応していくことを想定しています。

番号	項目	ご意見	市の回答
118	その他のご意見	49-51ページ なぜ静岡市発信なのか。国や県の方針と矛盾する部分があると困るのは所有者と林業事業者。市の方針によって国や県の補助金が使えないなどということはあるべきではない。	本計画は、国や県の森林・林業施策と整合を図りながら策定したものであり、これらと矛盾する内容を定めるものではありません。 市が独自に森林づくりの方向性を示すのは、本市の地形条件や森林資源の特性、担い手の状況など、地域固有の課題に対応するためです。国や県の制度や補助事業を前提としつつ、その活用をより効果的に進めることを目的としています。環境林整備についても、法令や補助制度に基づく適切な手続きを踏まえて実施するものであり、循環林整備に係る国や県の補助・支援の活用を妨げるものではありません。 今後も国・県との連携を密にし、森林所有者や林業経営体の皆様が不利益を被ることのないよう、制度の整合性を十分に確認しながら計画を推進します。
119	その他のご意見	P50最後に林業を環境局から経済局へ戻してほしい。他県でも徐々に戻しています。農水省でなく農林水産省です。	市の森林の大部分では現在林業が行われておらず、早急に適切な整備を行い公益的機能を発揮させることが急務であったため、2025年4月に森林に係る課が経済局から環境局に移りました。木材産業(林業や木材加工業)についても、森林行政の一環としてこれまで通り支援してまいります。そして、連絡会等を通じて現場の声も聞きながら、より良い森林づくりの推進体制について、検討を続けてまいります。
120	表現の修正等	P21 将来像の公益的機能を「最大限」に発揮というのは、環境と経済の両立に矛盾すると思います。公益的機能の最大化を求めたら循環林がなくなり、林業がなくなってしまいます。	ご指摘のとおり、すべての森林において公益的機能のみを最大化することを目指すのであれば、木材生産との両立は困難となります。 本計画における「最大限」とは、市域全体の森林を環境林と循環林に分類し、それぞれの役割に応じて機能を十分に発揮させることを意味しています。 環境林においては、木材生産を主目的とせず、水源涵養や山地災害防止、生物多様性保全などの公益的機能の高度な発揮を目指します。 一方、循環林においては、持続的な木材生産を行いながら、その過程で公益的機能が適切に発揮される状態を目指します。 このように、森林の機能を役割分担の中で最適化することを目指していきます。
121	表現の修正等	P9 資料から読み取れる拡大造林のピークは昭和30年代なので、「戦後(昭和 20年頃)」より「戦後(昭和 30年頃)」の方が適切かと思えます。	表現を修正しました。
122	表現の修正等	P9 主伐期・標準伐期齢を伐採の適期と言い切るのは不適切かと思えます。標準伐期齢は収穫量最多の伐期齢で、それよりも若い段階での伐採を抑制する意味が強いのだと認識しています。	主伐期および標準伐期齢は、市町村森林整備計画において示している施業上の目安であり、必ずしも一律に伐採の適期を示すものではありません。ご指摘のとおり、標準伐期齢は、成長過程にある若齢林の早期伐採を抑制する趣旨を含む基準です。 本計画においては、主伐期を迎えた森林について、立地条件や経営環境を踏まえながら適切に更新(主伐・再造林)を進めていくことが、森林の公益的機能を持続的に発揮させるために重要であるとの考えを示しています。
123	表現の修正等	P9 P58 図17 P9では齢級と書かれているが、P58では林齢と誤った表現になっている。補足説明をいれるか、林齢に変換しないと専門知識のない読者の誤解を招きます。	表現を修正しました。
124	表現の修正等	P10 傾斜のデータがないところが角度0と区分されていて誤解を招きます。	表現を修正しました。

番号	項目	ご意見	市の回答
125	表現の修正等	13ページの「ウッドショック」の要因について、「新型コロナウイルス感染症で減少した需要の急回復による輸入木材の不足」とあるが、林野庁資料などと比較して説明に違和感がある。コロナで需要が減少したというより、元々低迷していた北米での木材需要がコロナ禍での住宅需要で増加したことが一因で、合わせて物流コストの上昇など複合要素によるものだと思う。もう少し詳しく説明するか、ウッドショックの要因を記載しないか、どちらかが良いのではないか。	表現を修正しました。
126	表現の修正等	・図16の木材生産にかかる収支イメージは、スギ人工林50年生を対象にしたことで、森林経営が成り立たない状況になっています。図11の市内の人工林の年齢構成のピーク(ヒノキ人工林60～65年生)の森林資源量等を対象に算定することで、収益性が大きく異なりますので、森林経営が成立するコスト条件(地形的な要因、木材を搬出する際の距離等)を再度整理した上で、循環林としての設定基準となる損益分岐点について、分かりやすく示してほしいです。	主伐と再造林の収支について、主伐までの育林の対価としての山元立木価格が、所有者の再造林意欲を引き出すのに十分な水準でないことを示すために、林野庁発行の森林林業白書のデータを引用しております(最新のものに差し替えました)。2025年度の静岡市の約80年生のスギ・ヒノキ林の主伐・再造林においても同様の傾向となっていることを、内部データで確認しております。主伐・再造林を推進するため、引き続き支援を行ってまいります。
127	表現の修正等	P14 架線集材は新しい技術ではなく、むしろ、歴史ある技術のはずです。	架線集材は、従来から用いられてきた歴史ある集材技術であり、ご指摘のとおり「新しい技術」と表現することは適切ではありませんので表現を修正しました。ご指摘の部分の記載は、近年普及が進んでいるタワーヤーダやスイングヤーダ等の高性能林業機械を活用した架線系集材の導入・活用を検討するという趣旨です。市内では、これまで車両系システムによる施業が中心であったため、急傾斜地等の条件不利地においては施業効率の向上が課題となっていました。今後は、立地条件に応じて架線系を含む多様な集材方法を適切に選択し、効率化を図っていく必要があると考えています。
128	表現の修正等	16ページ「カスケード利用」は今後の木材活用では重要な視点であり、もう少し詳しい説明があっても良いと思う。また、図25が「木材加工の流れ」を図示したものであるとともに、「カスケード利用」の一例でもあると思う。図の名称や説明を追記してはどうだろうか。	「木材加工の流れ」について、説明を追記し、カスケード利用を表すよう修正しました。
129	表現の修正等	P18 図27の市林業従事者数とP60トピックの従事者数が対応しないのはおかしいと思います。	ご指摘のとおり、P18 図27の林業従事者数と、P60 トピック6で用いている従事者数は一致していません。これは、使用している統計資料が異なるためです。P18は国勢調査の数値を用いており、就業構造の推移を把握するために掲載しています。一方、P60では、実際の林業経営体や作業従事状況をより具体的に把握できる農林業センサスの数値を用いて、労働力規模の試算を行っています。国勢調査では実際の作業日数や従事形態の詳細が把握できないため、労働力面積の算定には農林業センサスを採用しました。用途に応じて統計を使い分けているものであり、ご理解いただければ幸いです。
130	表現の修正等	p.19の表3 タイトルが木材産業関係の資格保持者数となっているが、林業関係の資格も含まれているので、林業・木材関係の資格保持者数としたほうがいい。	本計画では林業も含めて「木材産業」と記載させていただいております。わかりやすいよう説明を追加しました。
131	表現の修正等	P20 図29市内の降水量のグラフがありません。	グラフを修正しました。

番号	項目	ご意見	市の回答
132	表現の修正等	28ページ図39の凡例「竹林(5条森林のみ)」とあるが、その塗り分けは南アルプスの山頂付近まで及んでいるが誤りではないか。	地図を修正しました。
133	表現の修正等	【P33 5行目】 「静岡市による環境林管理は、森林経営管理制度(図45)にもとづき実施します。」 【意見内容】 森林経営管理制度が国の制度であることをまず説明し、その部分の④再委託できない～にもとづき実施しますとしないと、③も市がやるように誤解されてしまいます。	表現を修正しました。
134	表現の修正等	P39 図53のうち「元玉」の位置 図53の「元玉」としているのは根株であり、一般的には「元玉」イコール一番玉	表現を修正しました。
135	表現の修正等	P41 図56 山主がお金を支払っていると誤解を受ける図はやめた方がよいと思います。	イラストを修正しました。
136	表現の修正等	P42 主伐には皆伐と択伐が含まれます。ここでは皆伐のみを想定しているようで用語が不適切だと思います。	本計画に記載した「主伐」は、再生林を前提とした主伐を基本としています。現状の市内人工林の林齢構成や施業体系を踏まえると、皆伐後に再生林を行う施業を主に念頭に置いております。 しかし、主伐の手法は立地条件や目的に応じて異なります。計画での主伐の記載が択伐等の方法を否定するものではないことについて、説明を追加しました。
137	表現の修正等	本編P43の下段右写真について、チェーンソー扱っているように見えます。ヘルメットなどの安全装備がなくて大丈夫でしょうか。こんな小さい子供が近くにいる安全管理できていないのではないのでしょうか。といった意見が寄せられる可能性があると思いました。	写真を差し替えました。
138	表現の修正等	P52 KPIの略字が説明なく、使用されていて意味がわかりません。	表現を修正しました。
139	表現の修正等	P61 グラップルは枝払いに使用できません。	トピック内容を修正しました。
140	表現の修正等	P62 「トピック8 森林認証」 本文中に、「国内で扱っている主な森林認証制度は、SGECとFSCがあります」的な表現を追加した方が、一般市民に分かりやすい。	表現を修正しました。
141	表現の修正等	P62 地位級1は標準的ではないと思います。	地位級20に修正しました。
142	表現の修正等	P64 「トピック11 静岡県森林づくり県民税」 記載内容を現時点の最新内容(令和8年度から第3期事業計画を実施予定等)に していただけるとありがたい	内容を修正しました。